(注)項目及び頁の記載は、新たに挿入されたものを除き、平成27年11月16日付け公表版による。

項目	頁	修正前	修正後
募集要項	·		
3 (3)	1 5	(略) なお、第一次審査を通過しなかった若しくは第二次 審査を辞退した応募企業又は応募グループの構成企業 においては、第二次審査参加者として選定された応募 グループへの参加は認めないものとする。	(略) なお、第一次審査を通過しなかった若しくは第二次 審査を辞退した応募企業又は応募グループの構成企業 においては、第二次審査参加者として選定された応募 グループへの参加 及び提案への協力 は認めないものと する。
4 (4) エ	1 8	応募者に「添付資料2 様式集及び記載要領」に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な書類の提出を求めるものとする。	応募者に「添付資料2 様式集及び記載要領」に定めるところにより、平成28年1月20日(水)17時(必着)までに参加表明書及び第一次審査に必要な書類の提出を求めるものとする。
8 (34)	2 5	特別目的会社等に対するマネジメント業務とは、PFI事業に限らず、特別目的会社等からの委託により、調達(物品、サービス(業務、工事)等の調達、企業コンソーシアムを組成してこれらの企業に対し、発注、監督、検査等を行うものをいう。)、資産管理(インフラの修繕計画策定、ライフサイクルコスト(イニシャルコストのみならず、ランニングコストを含めたトータルコスト)算定、事業全体の収支計画策定、事業売却のための調整等を行うものをいう。)、経営管理(経理業務、資金管理業務、総務業務等を行うものをいう。)等の業務を総合的に実施したものをいう。	特別目的会社等に対するマネジメント業務とは、PFI事業に限らず、特別目的会社等からの委託により、調達(物品、サービス(業務、工事)等の調達、企業コンソーシアムを組成してこれらの企業に対し、発注、監督、検査等を行うものをいう。)、資産管理(インフラの修繕計画策定、ライフサイクルコスト(イニシャルコストのみならず、ランニングコストを含めたトータルコスト)算定、事業全体の収支計画策定、事業元却のための調整等を行うものをいう。)、経営管理(経理業務、資金管理業務、総務業務等を行うものをいう。)等の業務を総合的に実施したものをいう。主た、特別目的会社等がこれらの業務を外部に委託せず自ら実施している場合であって、ある企業から特別目的会社等へ派遣した常勤の役員や職員が該当する業務へ実質的に関与している又は関与していたことが確認できる場合は、当該企業が特別目的会社等に対するマネジメント業務を行っている又は行っていたものとみなす。なお、3(2)エ 2)において「過去15年間」とあるのは、当該期間中に特別目的会社等に対するマネジメント業務の履行期間が含まれていることをいうものとする。
添付資料1 優	先交渉権者	選定基準	
4 (2) ウ	5	(略) 運営権対価の額については、算出根拠及びその過程 に関する合理的な説明は求めるが、その大小により加 算点を付与することはなく、また、第二次審査に向け ての拘束力は持たせない。	(略) 運営権対価の額については、算出根拠及びその過程 に関する <u>説明</u> は求めるが、その大小により加算点を付 与することはなく、また、第二次審査に向けての拘束 力は持たせない。
表1 (2)①	1 1	(運営権対価の額) ・予定価格を超える運営権対価の額が記載されているか。 ・運営権対価を算出した根拠が示されているか。	(運営権対価の額) ・全ての運営権設定路線ごとに、最低提案価格を超える運営権対価の額が記載されているか。 ・運営権対価を算出した根拠が示されているか。
表 2 (1)②	1 4	(人員配置計画) ・統括監理責任者等の業務責任者について、人員数、 経験が十分であり、業務遂行の確実性が認められる か。	(人員配置計画) ・ 統括管理技術者 等の業務責任者について、人員数、 経験が十分であり、業務遂行の確実性が認められる か。
別紙 1	2 4	評価対象とする実績の詳細、金額制限等は表1、2のとおりとする。 また各々の実績について、評価対象とする実績は原則過去10年以内とするが、10年超15年以内の実績については、当該実績を行った当時マネージャークラス以上※の担当者が継続的に当該企業に在籍していることを証する書類が提出された場合に限り、10年	評価対象とする実績の詳細、金額制限等は表1、2のとおりとする。また各々の実績について、評価対象とする実績は原則過去10年以内とするが、10年超15年以内の実績については、以下のとおりとする。① 当該実績を行った当時マネージャークラス以上※の担当者が継続的に当該企業に在籍している

1番口	귬	版工 当	版工化
項目	頁	修正前	修正後
		以内の実績と同様に評価を行う。 ※ 厚生労働省統計「賃金構造基本統計調査」におけ る係長級或いは職長級以上の職位を目安とする。	ことを証する書類が提出された場合に限り、1 0年以内の実績と同様に評価を行う。 ② 外部への派遣等により担当者が当該企業に在籍 していない場合は原則として評価を行わない が、表1のA-1、A-2又はCに該当する実 績に係る特別目的会社等への常勤の派遣等であ る場合は、評価の対象とする。 ※ 厚生労働省統計「賃金構造基本統計調査」におけ る係長級或いは職長級以上の職位を目安とする。
別紙表1	2 4	※4 初期投資額とは、サービス対価型PFI事業や新規インフラ整備事業における施設整備費、既存インフラのコンセッション事業等における一括金又は一時金相当を指す。	※4 初期投資額とは、サービス対価型PFI事業や 新規インフラ整備事業における施設整備費、既存イン フラのコンセッション事業等における一括金又は一時 金相当を指す。これらのほか、既存の道路運営会社等 の株式を取得する場合は、取得時点における株式の取 得価格を株式保有割合で割り戻した価額を初期投資額 とみなす。
別紙 表 2 C	2 5	(利便施設等の運営業務)・単年度売上額3億5千万円以上・同種業務・類似業務の区分は設けない	(利便施設等の運営業務)・単年度売上額3億5千万円以上・同種業務・類似業務の区分は設けない<u>(道路事業に係る利便施設等に限定しない)</u>
添付資料2 様式	集及び記	載要領	
1 (4) ウ	2	提案審査書類 (様式A-1~A-6)	提案審査書類 (様式A-1~ <u>A-8</u>)
表 1 (1)②	4	(事業全体の実施体制) 様式番号 A-2-1-i, 頁数制限 2 A-2-1-i 別添	(事業全体の実施体制) 様式番号 A-2-1-i, 頁数制限 2 A-2-1-i 別添 <u>頁数制限</u> なし
表 1 (1)②	5	(代表企業及び構成企業の実績) 様式番号 A-2-3 頁数制限 2	(代表企業及び構成企業の実績) 様式番号 A-2-3 頁数制限 <u>4</u>
1 (6) ア	9	① 第二次審査書類提出書(様式10) <3部> 様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。 ② 要求水準書に関する提出書類 (様式11) <3部> 様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。 (略)	の上、提出すること。 ② 要求水準書に関する提出書類(様式11) <正1部、副2部>
表 2 (1)②	1 0	(事業全体の実施体制) 様式番号 B-2-1, 頁数制限 4 B-2-1 別添	(事業全体の実施体制) 様式番号 B-2-1, 頁数制限 4 B-2-1 別添 <u>頁数制限</u> <u>なし</u>
1 (7)	2 1		
様式8-3	4 6	(2) 実績の類型(①~③)	(2) 実績の類型 (①~③) (①:募集要項3 (2) エ 1) に係る実績 ②:募集要項3 (2) エ 2) に係る実績 ③:募集要項3 (2) エ 3) に係る実績

項目	頁	修正前	修正後
様式A-2-1-i	5 0	特定事業と附帯事業の事業実施体制について、以下の事項に留意して記述すること。	特定事業と附帯事業の事業実施体制について、以下の 事項に留意して記述すること。なお、パーキングエリ アにおける売店等の営業について、新築・区域拡張等 により附帯事業ではなく任意事業として実施すること を提案する場合であっても、その実施体制をあわせて 記述すること。
様式A-6-2 - ii 別添 (別紙3) 再投下 費の内訳	_	(略)	(「ETC の増設」等の改築工事の一環として実施される 工事は、他の改築工事同様に公社が費用負担し、運営 権者は費用負担しないため、再投下費の内訳から当該 項目を削除。)
添付資料4 基本	協定書(案)	
第1条第1項	1	本基本協定は、本事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、募集要項(甲が平成27年11月16日付けで公表した愛知県有料道路運営等事業募集要項をいう。以下同じ。)8(12)に規定する甲と事業予定者(以下に定義される。)が締結する、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第22条第1項に基づく公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)を、①甲と②乙の設立する本事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)との間で締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。	本基本協定は、本事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、募集要項(甲が平成27年11月16日付けで公表した愛知県有料道路運営等事業募集要項をいう。 これにつき修正があった場合は、修正後の記述による。以下同じ。)8(12)に規定する甲と事業予定者(以下に定義される。)が締結する、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第22条第1項に基づく公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)を、①甲と②乙の設立する本事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)との間で締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。
第3条第2項	1	乙の構成企業(事業予定者に出資し、事業予定者の 議決権付株式(募集要項8(17)に規定する株式をいう。 以下同じ。)並びにこれに係る新株予約権及び新株予約 権付社債を有する企業をいう。以下同じ。)は、事業予 定者を設立した後、速やかに別紙1(出資者保証書の様 式)の様式による出資者保証書を作成して甲に提出す るとともに、事業予定者の完全無議決権株式(募集要 項8(16)に規定する株式をいう。以下同じ。)並びにこ れに係る新株予約権及び新株予約権付社債を保有する 乙の構成企業以外の者(もし存在する場合)から、別 紙2(誓約書の様式)の様式による誓約書を徴求して甲 に提出しなくてはならない。	乙の構成企業(事業予定者に出資し、事業予定者の 議決権付株式(募集要項8(17)に規定する株式をいう。 以下同じ。)並びにこれに係る新株予約権及び新株予約 権付社債を有する企業をいい、代表企業(本基本協定 の末尾署名欄に代表企業として署名した企業をいう。 以下同じ。)を含む。以下同じ。)は、事業予定者を設立した後、速やかに別紙1(出資者保証書の様式)の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の完全無議決権株式(募集要項8(16)に規定する株式をいう。以下同じ。)並びにこれに係る新株予約権及び新株予約権付社債を保有する乙の構成企業以外の者(もし存在する場合)から、別紙2(誓約書の様式)の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなくてはならない。
第4条第1項	2	甲は、募集要項等に記載された条件及び運営権者提案書(代表企業(本基本協定の末尾署名欄に代表企業として署名した企業をいう。)その他の構成企業が(第一次)平成28年●月●日付けで甲に提出した本事業の実施に係る運営権者提案書一式をいう。以下同じ。)に基づき、実施契約の締結及び本事業の開始に向けた手続が円滑に進捗していることを確認した上で、第3条(事業予定者の設立)第1項及び第2項に定める書面を受領後速やかに、事業予定者に対して本事業の運営権に関する運営権設定書を交付し、PFI法第19条に基づき運営権をそれぞれ設定するものとする。	甲は、募集要項等に記載された条件及び運営権者提案書(代表企業その他構成企業が(第一次)平成28年 ●月●日付け及び(第二次)平成28年●月●日付けで甲に提出した本事業の実施に係る運営権者提案書一式をいう。以下同じ。)に基づき、実施契約の締結及び本事業の開始に向けた手続が円滑に進捗していることを確認した上で、第3条(事業予定者の設立)第1項及び第2項に定める書面を受領後速やかに、事業予定者に対して本事業の運営権に関する運営権設定書を交付し、PFI法第19条に基づき運営権をそれぞれ設定するものとする。
第5条第1項	2	乙の構成企業は、保有する事業予定者の議決権付株 式並びにこれに係る新株予約権又は新株予約権付社債 の譲渡、担保権設定その他の処分を行う場合、時期を 問わず、事前に書面による甲の承諾を得なければなら ない。	乙の構成企業は、保有する事業予定者の議決権付株式並びにこれに係る新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡、担保権設定その他の処分を行う場合、時期を問わず、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。 <u>ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して譲渡する場合を除く。</u>
		_	2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の構成企業から、運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、その保有する事業予定者の議決

項目	頁	修正前	修正後
			権付株式並びにこれに係る新株予約権又は新株予約権 付社債に担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写し が甲に提出され、かつ、実施契約に基づく協定書が甲 と当該金融機関等との間で甲の合理的に満足する内容 にて締結されているときは、合理的な理由なくして承 諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。
第5条第2項~ 第6項	2	(略)	(新たに第2項を挿入することに伴い、1項ずつ繰り 下げ。)
第5条第3項	2	前2項の譲渡の際の譲受人は、譲渡の時期を問わず、 次の各号に掲げる条件を全て満たすことを要する。 (略)	第1項及び第3項の譲渡の際の譲受人は、譲渡の時期を問わず、次の各号に掲げる条件を全て満たすことを要する。 (略)
第5条第6項	3	乙の構成企業は、乙の構成企業以外の者がその保有する事業予定者の完全無議決権株式並びにこれに係る新株予約権及び新株予約権付社債を譲渡する場合、かかる乙の構成企業以外の者をして、かかる譲渡の際の譲受人をから、別紙2(誓約書の様式)の様式及び内容の誓約書をあらかじめ徴求させ、これを甲に提出するものとする。	乙の構成企業は、乙の構成企業以外の者がその保有する事業予定者の完全無議決権株式並びにこれに係る新株予約権及び新株予約権付社債を譲渡する場合、かかる乙の構成企業以外の者をして、かかる譲渡の際の 護受人から 、別紙2(誓約書の様式)の様式及び内容の誓約書をあらかじめ徴求させ、これを甲に提出するものとする。
第5条第7項	3	乙の構成企業は、第 1 項の甲の承諾を得てその保有する事業予定者の議決権付株式並びにこれに係る新株予約権又は新株予約権付社債に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。	<削除>
第6条第1項	3	乙は、事業予定者をして、別紙3(構成企業及び協力 企業並びに業務内容)のとおり、各業務をそれぞれ記 載された構成企業又は協力企業に委託し、又は請け負 わせるものとする。	乙は、事業予定者をして、第2項の規定に従い、別 紙3(構成企業及び協力企業並びに業務内容)のとおり、 各業務をそれぞれ記載された構成企業又は協力企業に 委託し、又は請け負わせるものとする。
第9条第1項	4	甲は、乙の構成企業(乙の代表企業を含む。以下この条において同じ。)が本事業の優先交渉権者の選定手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本基本協定を解除すること及び実施契約を締結しないことができるものとし、このため乙の構成企業に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。 (略) (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙の構成企業に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該	
		違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本基本協定が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙の構成企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に優先交渉権者の選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。 (略)	
第9条第2項	5	【脚注】 ①全ての運営権設定対象施設に係る運営権対価年額相当額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、運営権者提案書の記載に基づき算出される。)の合計額の20%に相当する金額及び②全ての改築業務対象施設に係る工事上限金額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、実施契約書(案)の記載に基づき算出される。)の合計額の20%に相当する金額の合計額を意味する。	【脚注】 ①全ての運営権設定対象施設に係る運営権対価年額相当額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、運営権者提案書の記載に基づき算出される。)の合計額の20%に相当する金額及び②全ての改築業務費用の合計額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、実施契約書(案)の記載に基づき算出される。)の合計額の20%に相当する金額の合計額を意味する。

項目	頁	修正前	修正後
第9条第3項	5	【脚注】 ①全ての運営権設定対象施設に係る運営権対価年額相当額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、運営権者提案書の記載に基づき算出される。)の合計額の30%に相当する金額及び②全ての改築業務対象施設に係る工事上限金額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、実施契約書(案)の記載に基づき算出される。)の合計額の30%に相当する金額の合計額を意味する。	【脚注】 ①全ての運営権設定対象施設に係る運営権対価年額相当額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、運営権者提案書の記載に基づき算出される。)の合計額の30%に相当する金額及び②全ての改築業務費用の合計額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、実施契約書(案)の記載に基づき算出される。)の合計額の30%に相当する金額の合計額を意味する。
第10条第1項	6	甲は、乙の構成企業(乙の代表企業を含む。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除すること及び実施契約を締結しないことができるものとし、このため乙の構成企業に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。	甲は、 乙の構成企業が 次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除すること及び実施契約を締結しないことができるものとし、このため乙の構成企業に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
		(略)	(略)
第10条第2項	7	【脚注】 ①全ての運営権設定対象施設に係る運営権対価年額相当額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、運営権者提案書の記載に基づき算出される。)の合計額の10%に相当する金額及び②全ての改築業務対象施設に係る工事上限金額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、実施契約書(案)の記載に基づき算出される。)の合計額の10%に相当する金額の合計額を意味する。	【脚注】 ①全ての運営権設定対象施設に係る運営権対価年額相当額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、運営権者提案書の記載に基づき算出される。)の合計額の10%に相当する金額及び②全ての改築業務費用の合計額(実施契約書(案)に示す同定義と同義であり、実施契約書(案)の記載に基づき算出される。)の合計額の10%に相当する金額の合計額を意味する。
第13条	8	実施契約が締結された場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、実施契約に基づき事業予定者が甲に対して負担した金銭債務であって本事業の事業期間終了日時点において未履行の金銭債務を、実施契約の規定に従い免責的に引き受けるものとする。	実施契約が締結され、その事業期間終了後、事業予定者が解散等を行う場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、実施契約に基づき事業予定者が里に対して負担する運営権設定路線に係る瑕疵(法令等上の瑕疵を含む。)の修補等により生ずる費用の支払債務を、実施契約の規定に従い免責的に引き受けるものとする。
第14条	8	甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。	甲と乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定に関する情報(本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。)を第三者に開示してはならず、本基本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
			2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる。 (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (2) 当該情報を知る必要のある協力企業、連携企業(募集要項8(6)に定める企業をいう。)若しくは本事業に関して、事業予定者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (3) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められ

項目	頁	修正前	修正後
			た情報を開示する場合
第17条第3項	9	前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。 (1)第5条(株式の譲渡) (2)第6条(業務の委託・請負) (3)第7条(実施契約)第2項及び第3項 (4)第8条(準備行為)第2項 (5)第9条(談合その他の不正行為による実施契約の不締結)第2項から第5項まで (6)第10条(暴力団排除に係る実施契約の不締結)第2項から第4項まで (7)第13条(本事業終了後の代表企業の責任) (8)第14条(秘密保持) (9)第16条(準拠法及び管轄裁判所) (10)本条(有効期間)	前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。 (1)第5条(株式の譲渡) (2)第6条(業務の委託・請負) (3)第7条(実施契約)第2項及び第3項 (4)第8条(準備行為)第2項 (5)第9条(談合その他の不正行為による実施契約の不締結)第2項から第5項まで (6)第10条(暴力団排除に係る実施契約の不締結)第2項から第4項まで (7)第11条(実施契約不調の場合の処理) (8)第13条(本事業終了後の代表企業の責任) (9)第14条(秘密保持) (10)第16条(準拠法及び管轄裁判所) (11)本条(有効期間)
記名押印欄	1 0	以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲並びに乙の代表企業及び構成企業がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各 1 通を保有する。 (略)	以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲並びに乙の代表企業 <u>その他構成企業</u> がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各 1 通を保有する。 (略)
添付資料 5 公共	施設等運	営権実施契約書(案)	
鑑文 第 4	3	第4 改築業務対象施設に係る改築業務の工事上限金額 別紙2(各施設及び運営権の内容)の第2(改築業務対象施設)の表の工事名称の項に記載された各改築業務の欄ごとに、それぞれ対応する改築業務費用の項に記載された金額をもって、当該改築業務の工事上限金額(以下総称して「工事上限金額」といい、個別には「改築業務対象施設別工事上限金額」という。)とする。	第4 改築業務対象施設に係る改築業務費用 別紙2(各施設及び運営権の内容)の第2(改築業務対象施設)の表の工事名称の項に記載された各改築業務対象施設の欄ごとに、それぞれ対応する改築業務費用の項に記載された金額(以下「改築業務対象施設別改築業務費用」という。)の合計額を「改築業務費用」と総称する。
第6条第2項	12	公社は、前項に基づく運営権者による許認可等の取得及び維持又は届出及び報告について、運営権者が公社に対して書面により要請した場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。	公社は、前項に基づく運営権者による許認可等の取得及び維持又は届出及び報告について、運営権者が公社に対して要請した場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
第6条第4項	1 3	運営権者は、前項に基づく公社による措置について、 公社が運営権者に対して協力を求めた場合には、これ に応じるものとする。	運営権者は、前項に基づく公社による措置について、公社が運営権者に対して要請した場合には、法令等の 範囲内において必要に応じて協力するものとする。
第9条第2項	1 4	運営権者は、運営開始予定日の30日前までに、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に従い、本事業の実施に係る事業実施体制、業務継続計画書、年間スケジュールその他モニタリング基本計画で定める書面(以下「事業実施体制等」という。)を策定して公社に提出し、公社の確認を受けなければならない。公社は、事業実施体制等が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。	運営権者は、運営開始予定日の30日前までに、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に従い、本事業の実施に係る実施体制図、業務継続計画書、年間スケジュールその他モニタリング基本計画で定める書面(以下「実施体制図等」という。)を策定して公社に提出し、運営開始予定日までに公社の確認を受けなければならない。公社は、実施体制図等が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。
第9条第3項	1 4	運営権者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、事業実施体制等の内容を変更しようとする場合は、公社と協議し、あらかじめ公社の承諾を得なければならない。公社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業実施体制等の変更内容が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。	運営権者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、実施体制図等の内容を変更しようとする場合は、公社と協議し、あらかじめ公社の確認を受けなければならない。公社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、実施体制図等の変更内容が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。
第10条第1項	1 5	運営権者は、運営開始予定日の30日前までに、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に基	

項目	頁	修正前	修正後
		づき、維持管理・運営業務の実施に関連して、交通管理業務計画書、維持業務計画書、定期点検計画書・修繕計画書、危機管理対応業務計画書、運営業務計画書、年間作業計画書、業務マニュアルその他モニタリング基本計画で定める書面(以下「維持管理・運営業務に係る計画書等」という。)を策定して公社に提出し、公社の確認を受けなければならない。公社は、維持管理・運営業務に係る計画書等が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。	づき、維持管理・運営業務の実施に関連して、交通管理業務計画書、維持業務計画書、定期点検計画書・修繕計画書、危機管理対応業務計画書、運営業務計画書、年間作業計画書、業務マニュアルその他モニタリング基本計画で定める書面(以下「維持管理・運営業務に係る計画書等」という。)を策定して公社に提出し、運営開始予定日までに公社の確認を受けなければならない。公社は、維持管理・運営業務に係る計画書等が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。
第10条第2項	15	運営権者が、本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、維持管理・運営業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、公社と協議し、あらかじめ公社の承諾を得なければならない。公社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、維持管理・運営業務に係る計画書等の変更内容が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。	運営権者が、本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、維持管理・運営業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、公社と協議し、あらかじめ公社の確認を受けなければならない。公社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、維持管理・運営業務に係る計画書等の変更内容が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。
第11条第1項	15	運営権者は、各改築業務の着手日の30日前までに、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に基づき、改築業務の実施に関連して、改築業務業務計画書、事前検討成果、オープンブック実施要領書その他モニタリング基本計画で定める書面(以下「改築業務に係る計画書等」という。)を策定して公社に提出し、公社の確認を受けなければならない。公社は、改築業務に係る計画書等が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。	運営権者は、第43条の2(事前調査業務業務計画書の提出)、第46条(設計業務業務計画書の提出)及び第50条(施工計画書の提出)の規定に従うほか、各改築業務の着手日の30日前までに、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に基づき、改築業務の実施に関連して、改築業務業務計画書、事前検討成果、オープンブック実施要領書その他要求水準書及びモニタリング基本計画で定める書面(以下「改築業務に係る計画書等」という。)を策定して公社に提出し、公社の確認を受けなければならない。公社は、改築業務に係る計画書等が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。
第11条第2項	1 5	運営権者が、本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、改築業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、公社と協議し、あらかじめ公社の承諾を得なければならない。公社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、改築業務に係る計画書等の変更内容が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。	運営権者が、本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、改築業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、公社と協議し、あらかじめ公社の <u>確認を受けなければならない</u> 。公社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、改築業務に係る計画書等の変更内容が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。
第12条第1項	1 6	運営権者は、運営開始予定日の30日前までに、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に基づき、利便施設等の運営業務の実施に関連して、実施体制、連絡体制、営業責任者等その他モニタリング基本計画で定める書面(以下「利便施設等に係る実施体制等」という。)を策定して公社に提出し、公社の確認を受けなければならない。公社は、利便施設等に係る実施体制等が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。	運営権者は、運営開始予定日の30日前までに、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に基づき、利便施設等の運営業務の実施に関連して、実施体制、連絡体制、営業責任者等その他モニタリング基本計画で定める書面(以下「利便施設等に係る実施体制等」という。)を策定して公社に提出し、運営開始予定日までに公社の確認を受けなければならない。公社は、利便施設等に係る実施体制等が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。
第12条第2項	1 6	運営権者が、本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、利便施設等に係る実施体制等の内容を変更しようとする場合は、公社と協議し、あらかじめ公社の承諾を得なければならない。公社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、利便施設等に係る実施体制等の変更内容が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。	運営権者が、本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、利便施設等に係る実施体制等の内容を変更しようとする場合は、公社と協議し、あらかじめ公社の確認を受けなければならない。公社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、利便施設等に係る実施体制等の変更内容が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。
第14条第2項	1 7	運営権者は、運営開始予定日の30日前までに、本契 約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に従	運営権者は、運営開始予定日の30日前までに、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に従

項目	頁	修正前	修正後
		い、運営権者と利用者との間での利用料金の徴収、責任分担等について、運営権設定対象施設の供用に関する運営権者と利用者との民事上の契約関係が適正に処理されるように供用約款案を策定して公社に提出する。	い、運営権者と利用者との間での利用料金の徴収、責任分担等について、運営権設定対象施設の供用に関する運営権者と利用者との民事上の契約関係が適正に処理されるように供用約款案を策定して公社に提出し、運営開始予定日までに公社の確認を受けなければならない。
第14条第5項	17	運営権者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、供用約款の内容を変更しようとする場合は、公社と協議し、あらかじめ公社の承諾を得なければならない。公社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、供用約款の変更内容が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。	運営権者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、供用約款の内容を変更しようとする場合は、公社と協議し、 <u>あらかじめ変更後の供用約款案を策定して公社に提出し、公社の確認を受けなければならない</u> 。公社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、供用約款の変更内容が本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書と一致していない場合、運営権者に対し補正を命ずることができる。
第15条第1項	17	運営権者は、運営開始予定日の30日前までに、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に従い、本事業の実施に係るモニタリング実施計画書案を作成して公社に提出しなければならない。公社及び運営権者は、運営開始日までに、当該モニタリング実施計画書案につき協議の上、モニタリング実施計画書を合意するものとする。	運営権者は、運営開始予定日の30日前までに、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に従い、本事業の実施に係るモニタリング実施計画書案を作成して公社に提出しなければならない。公社及び運営権者は、運営開始予定日までに、当該モニタリング実施計画書案につき協議の上、モニタリング実施計画書を合意するものとする。
第16条	1 8	(構成企業及び協力企業への委託等)	(<u>本事業実施開始時の</u> 構成企業及び協力企業への委託 等)
第24条第1項	2 0	基本協定書及び平成28年●月●日付けの運営権設定書に基づき、運営権者が各運営権設定対象施設に係る維持管理・運営業務を実施するため、運営権者に対して別紙2(各施設及び運営権の内容)の第1(運営権設定対象施設)の2(運営権)に示す各運営権設定対象施設)の2(運営権)に示す各運営権設定対象施設)の2(運営権)に示す各運営権設定対象施設)の2(運営権)に示す各運営権は、いずれも平成28年●月●日(以下「運営開始予定日」という。)に効力を発生するものとする。ただし、次に掲げる条件の全ないことを認めた条件を除く。)、公社は各運営権の効力発生を延期することができる(本項に基づき各運営権の対力発生した日を以下「運営開始日」という。)。 (4)第9条(本事業の実施体制等)第2項に定める事業実施体制等が公社に提出され、公社の確認を得ていること。 (5)第10条(維持管理・運営業務の実施に係る書間、第1項に定める維持管理・運営業務に係る計画書等が公社に提出され、公社の確認を得ていること。 (6)第12条(利便施設等の運営業務の実施に係る書間等が公社に提出され、公社の確認を得ていること。 (7)第14条(供用約款)第2項に定める供用約款案が公社に提出され、同条第3項に基づく公社に提出され、同条第3項に基づく公社に提出され、モニタリング実施計画書案が公社に提出され、モニタリング実施計画書案が公社に提出され、モニタリング実施計画書につき公社と運営権者が合意していること。 (9)第16条(構成企業及び協力企業のの委託等)に定める構成企業及び協力企業の委託等)に定める準の構成企業及び協力企業のうち、本事業の実施を開始するために必務に関する業務委託契約若しくは請負契約又はご	基本協定書及び平成 28 年●月●日付けの運営権設定書に基づき、運営権者が各運営権設定対象施設に係る維持管理・運営業務を実施するため、運営権者に対して別紙 2(各施設及び運営権の内容)の第 1(運営権設定対象施設)の 2(運営権)に示す各運営権設定対象施設単位で設定された各運営権は、いずれも運営開始予定目に効力を発生するものとする。ただし、次に掲げる条件の全部又は一部が満たされなかった場合(公社が充足しないことを認めた条件を除く。)、公社は各運営権の効力発生を延期することができる(この項に基づき各運営権の効力が発生した日を以下「運営開始日」という。)。 (略) (4) 第 9 条(本事業の実施体制等)第 2 項に定める実施体制図等が公社に提出され、公社の確認を受けていること。 (5) 第 10 条(維持管理・運営業務の実施に係る準備)第 1 項に定める維持管理・運営業務に係る計画書等が公社に提出され、公社の確認を受けていること。 (6) 第 12 条(利便施設等の運営業務の実施に係る準備)第 1 項に定める利便施設等に係る実施体制等が公社に提出され、公社の確認を受けていること。 (7) 第 14 条(供用約款)第 2 項に定める供用約款案が公社に提出され、同条第 3 項に基づく公社の確認を受けていること。

項目	頁	修正前	修正後
		れらに替わる覚書等が締結され、第72条(第三者への委託及び請負)第2項に基づき、当該契約書又は覚書等の写し等、各業務を委託し、又は請け負わせた事実を証する書面が公社に提出されていること。	くは請負契約又はこれらに替わる覚書等が締結 され、第72条(本事業実施開始後の構成企業及 び協力企業等への委託等)第2項に基づき、当 該契約書又は覚書等の写し等、各業務を委託し、 又は請け負わせた事実を証する書面が公社に提 出されていること。
		(略)	(略)
第24条第5項	2 2	公社の責めに帰すべき事由により、運営開始予定日が遅延した場合、公社は、かかる遅延に伴い運営権者に発生した合理的な増加費用及び損害を負担する。	公社の責めに帰すべき事由により、 運営開始日が運営開始予定日よりも 遅延した場合、公社は、かかる遅延に伴い運営権者に発生した合理的な増加費用及び損害を負担する。
第24条第6項	2 2	本契約に別段の定めがある場合を除き、公社の責めに帰すべき事由以外の事由により、運営開始予定日が 遅延した場合、運営権者は、かかる遅延に伴い自らに 発生した全ての増加費用及び損害を負担する。	本契約に別段の定めがある場合を除き、公社の責めに帰すべき事由以外の事由により、 運営開始日が運営 開始予定日よりも遅延した場合、運営権者は、かかる遅延に伴い自らに発生した全ての増加費用及び損害を負担する。
第25条第1項	2 2	運営権者は、別紙4(運営権対価)の第2(運営権対価一時金)及び第3(運営権対価分割金)に規定する方法に従い、公社に運営権対価及び運営権対価分割金に係る利息並びにこれらに係る消費税等(以下総称して「運営権対価等」という。)を支払う。	運営権者は、別紙4(運営権対価)の第2(運営権対価一時金)及び第3(運営権対価分割金)に規定する方法に従い、公社に 運営権対価、運営権対価分割金に係る利息並びに運営権対価に係る消費税等 (以下総称して「運営権対価等」という。)を支払う。
第27条2項	2 3	前項のほか、公社又は運営権者は、緊急に対応すべき事項が発生したことを知ったときは、直ちに相手方当事者に対し通知するものとする。公社又は運営権者は、本項の通知を受けた場合、当該状況を可及的速やかに解消すべく可能な限り努力するものとする。	き事項が発生したことを知ったときは、直ちに相手方 当事者に対し通知するものとする。公社又は運営権者
第28条	2 4	運営権者が要求水準書に従って維持管理・運営業務を実施した結果、運営開始日において既に存在したものとして発見し、運営開始日から2年以内に公社に対して通知した瑕疵につき、公社が当該通知を正当と認めた場合には、次に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。	運営権者が要求水準書に従って維持管理・運営業務を実施した結果、運営開始日において既に存在したものとして発見し、運営開始日から2年以内に公社に対して通知した瑕疵(法令等上の瑕疵を含む。以下本条において同じ。)又は運営権者が要求水準書に従って維持管理・運営業務を実施したにもかかわらず、当該期間内に発見することが著しく困難であり、当該期間経過後に運営開始日において既に存在したものとして発見し、公社に対して通知した瑕疵につき、公社がこれらの通知を正当と認めた場合には、次に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。
		_	2 前項の場合において、運営権者はかかる瑕疵に起 因して運営権者に生じた費用の支払及び損失(運営権 者の逸失利益については2年分を上限とする。)の補償 を求めることができる。
第29条第2項	2 4	運営権者が要求水準書<維持管理・運営業務編>に 定める猿投グリーンロードの八草大橋(下り)下部工 の補修工事に係る業務を実施する場合には、公社がそ の費用を負担するものとする。なお、本契約の締結日 における当該業務に係る予定事業費は約2億5千万円、 予定事業期間は平成32年度までとし、事業費及び事業 期間については別途公社が指定するものとする。	運営権者が要求水準書<維持管理・運営業務編>に定める猿投グリーンロードの八草大橋(上り)下部工の補修工事に係る業務を実施する場合には、公社がその費用を負担するものとする。なお、本契約の締結日における当該業務に係る予定事業費は約2億5千万円、予定事業期間は平成32年度までとし、事業費及び事業期間については別途公社が指定するものとする。
第29条第3項	2 4	本条に基づく各業務の実施方法については、第 4 章 (改築業務) に従うものとする。	<u>この条</u> に基づく各業務の実施方法については、第 4 章 (改築業務) に従うものとする。
第30条第1項	2 4	公社又は運営権者は、各運営権の存続期間の満了日までに大規模更新が必要と判断した場合、直ちに相手方当事者に対し通知するものとする。公社又は運営権者は、本項の通知を受けた場合、要求水準書の変更を含め当該状況を可及的速やかに解消すべく協議するものとし、運営権者は公社の指示に従うものとする。	公社又は運営権者は、各運営権の存続期間の満了日までに大規模更新が必要と判断した場合、直ちに相手方当事者に対し通知するものとする。公社又は運営権者は、 <u>この項</u> の通知を受けた場合、要求水準書の変更を含め当該状況を可及的速やかに解消すべく協議するものとし、運営権者は公社の指示に従うものとする。
第31第1項	2 5	運営権者は、本契約締結後速やかに、要求水準書<	運営権者は、本契約締結後速やかに、要求水準書く

項目	頁	修正前	修正後
		改築業務編>に規定されたコンストラクションマネージャーの要件を全て満たす者をコンストラクションマネージャーとして配置の上、公社に通知しなければならない。	改築業務編>に規定されたコンストラクションマネージャーの要件等を全て満たす者をコンストラクションマネージャーとして配置の上、公社に通知しなければならない。
第34条第1項	26	改築業務費用は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。 (1) 工事原価とマネジメントフィー(施工業務分)の合計は、県基準積算による工事価格以下であること。 (2) 調査・測量・設計原価は、それぞれ県基準積算の業務価格以下であること。 (3) 運営権者の経費とマネジメントフィー(調査・測量・設計業務分)の合計は、全ての業務原価(調査・測量・設計・工事原価)とマネジメントフィー(施工業務分)の合計の【4%以下】であること。	 改築業務対象施設別改築業務費用は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。 (1) 工事原価とマネジメントフィー(施工業務分)の合計は、県基準積算による工事価格以下であること。 (2) 調査・測量・設計原価は、それぞれ県基準積算の業務価格以下であること。 (3) 運営権者の経費とマネジメントフィー(調査・測量・設計業務分)の合計は、全ての業務原価(調査・測量・設計・工事原価)とマネジメントフィー(施工業務分)の合計の【4%以下】12であること。
		【脚注】 12 マネジメントフィーの率は、4%以下の範囲で民間事業者からの提案を受け、その後の競争的対話を経て決定する。	【脚注】 12 運営権者の経費とマネジメントフィー(調査・測量・設計業務分)の合計の率は、4%以下の範囲とし、競争的対話を経て、第二次審査において提案を受け付ける。
第34条第2項	2 6	_	改築業務のうち○○業務 ¹³ マネジメントフィー率 ¹⁴ は業務原価の【10%を目安としたマネジメントフィー の率】とする。
			【脚注】 13 ○○には工事名称等が入る。 14 マネジメントフィー率は、改築業務対象施設ごと (ただし、同一の改築業務対象施設に複数のコンスト ラクションマネージャーを配置する場合はコンストラ クションマネージャーごと)に設定する。
第34条第2項	26	(昭各)	(新たに第2項を挿入することに伴い、1項繰り下 げ。)
第34条第2項	2 6	運営権者は、公社との間で個別の発注単位ごとに前項の改築業務費用及び工期等を確定し、契約を締結するものとする。	運営権者は、公社との間で、改築業務対象施設ごと に前項の改築業務費用及び工事竣工予定日等を確定 し、契約 (以下「改築業務対象施設別契約」という。) を締結するものとする。但し、公社及び運営権者は、 改築業務費用の変更が必要となった場合は、相手方に 合理的な理由をその根拠資料とともに示した上で協議 を行い、合意に基づき、改築業務対象施設別改築業務 費用を増額又は減額することができる。
第37条第2項	2 7	運営権者は、コンストラクションマネージャーに対し、専門業者選定入札の実施及び専門業者と締結する契約に関して、要求水準書<改築業務編>に規定された事項を指示するものとする。	運営権者は、 <u>コンストラクションマネージャーをして、</u> 専門業者選定入札の実施及び専門業者と締結する契約に関して、要求水準書<改築業務編>に規定された事項を 遵守させる ものとする。
第38条第2項	2 7	_	公社及び運営権者は、次に掲げる場合には、双方協議の上、インセンティブ基準価格を変更するものとする。 (1) 本契約において公社が増加費用を負担する又は減少分を調整するものと定められた事由によって工事原価が変更となった場合 (2) 各契約図書の記載内容の変更によって工事原価が変更となった場合
第38条第2項 ~第3項	2 7	(略)	(新たに第2項を挿入することに伴い、1項ずつ繰り下げ。)
第39条第1項	2 7	改築業務費用の算定及び支払に関する透明性を確保 するため、運営権者は、公社に対し、要求水準書<改	改築業務費用の算定及び支払に関する透明性を確保 するため、運営権者は、公社に対し、要求水準書<改

項目	頁	修正前	修正後
		築業務編>の規定に従い、全ての業務原価に関する情報、マネジメントフィーの内訳に関する情報及び運営権者の経費に関する情報を開示するものとする。	築業務編>の規定に従い、全ての業務原価に関する情 報及び運営権者の経費に関する情報を開示するものと する。
第40条第1項	28	公社は、運営権者に対して、運営権者による改築業務の実施の対価として、本契約及び要求水準書<改築業務編>の規定に従い、改築業務の実施に必要な費用(以下「改築業務費用」という。)としてのコストプラスマネジメントフィーに、インセンティブフィーを加算した金額を、第34条(改築業務費用の考え方)に定める範囲内で支払う。	公社は、運営権者に対して、運営権者による改築業務の実施の対価として、本契約及び要求水準書<改築業務編>の規定に従い、改築業務費用としてのコストプラスマネジメントフィーに、インセンティブフィーを加算した金額を、第34条(改築業務費用の考え方)に定める範囲内で支払う。
第40条第2項	28	運営権者は、第57条(公社による完了検査)第5項に規定する完了検査の結果の通知を公社から受けたときは、当該通知にかかる各改築業務対象施設につき改築業務費用を請求することができる。公社は、本項前段の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から40日以内に改築業務費用を支払わなければならない。	運営権者は、第57条 (公社による完了検査)第5項に規定する完了検査の結果の通知を公社から受けたときは、当該通知にかかる各改築業務対象施設につき改築業務費用を請求することができる。公社は、この項前段の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から40日以内に改築業務費用を支払わなければならない。
第40条第3項	2 8	公社の責めに帰すべき事由により、前項の規定による改築業務費用の支払が遅れた場合においては、運営権者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を公社に請求することができる。	公社の責めに帰すべき事由により、前項の規定による改築業務費用の支払が遅れた場合においては、 <u>公社</u> は、未受領金額につき、 <u>第126条(遅延利息)第1項</u> に従い計算した額の遅延利息を運営権者に支払わなければならない。
第41条第1項	2 8	運営権者は、公社に対して各改築業務対象施設の改築業務費用額の10分の4の範囲内において、公社が定めた率により計算した額の範囲内の前払金の支払を請求することができる。	運営権者は、公社に対して、改築業務対象施設別契約ごとの契約額の10分の4の範囲内において、公社が定めた率により計算した額の範囲内の前払金(以下この条において「個別前払金」という。)の支払を請求することができる。各改築業務対象施設に係る個別前払金の合計額は、当該各改築業務対象施設の改築業務費用額の10分の4を超えることができない。
第41条第3項	2 8	運営権者は、第1項の規定による請求をする場合に おいては、あらかじめ、保証事業会社と、工事完了日 を保証期限とする、公共工事の前払金保証事業に関す る法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証 契約」という。)を締結し、その保証証書を公社に寄託 しなければならない。	運営権者は、第1項の規定による個別前払金の請求をする場合においては、あらかじめ、保証事業会社と、【工事竣工予定日】を保証期限とする、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を公社に寄託しなければならない。
第41条第4項	28	運営権者は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、工事完了日を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を公社に寄託し、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。	運営権者は、第 1 項の規定により個別前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、【工事竣工予定日】を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を公社に寄託し、前払対象契約の契約額の10分の2以内の中間前払金(以下この条において「個別中間前払金」という。)の支払を請求することができる。
第41条第5項	29	運営権者は、前項の中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、公社又は公社の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、公社又は公社の指定する者は、運営権者から認定の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を運営権者に通知しなければならない。	運営権者は、 <u>前項の規定による個別中間前払金</u> を請求しようとするときは、あらかじめ、公社又は公社の指定する者の <u>個別中間前金払</u> に係る認定を受けなければならない。この場合において、公社又は公社の指定する者は、運営権者から認定の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を運営権者に通知しなければならない。
第41項第6項	2 9	運営権者は、各改築業務対象施設の改築業務費用額が著しく増額された場合においては、その増額後の各改築業務対象施設の改築業務費用額の10分の4の範囲内において、公社が定めた率により計算した額(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、増額後の各改築業務対象施設の改築業務費用額の10分の4の範囲内において、公社が定めた率により計	運営権者は、各改築業務対象施設の <u>前払対象契約の</u> 契約額が著しく増額された場合においては、その増額後の各改築業務対象施設の <u>前払対象契約の契約額</u> の10分の4の範囲内において、公社が定めた率により計算した額(第4項の規定により個別中間前払金の支払を受けているときは、増額後の各改築業務対象施設の <u>前</u> 払対象契約の契約額の10分の4の範囲内において、公

項目	頁	修正前	修正後
		算した額及び増額後の各改築業務対象施設の改築業務 費用額の10分の2の額の合計額)から受領済みの前払 金(中間前払金の支払を受けている場合には、中間前 払金を含む。以下、この条及び次条において同じ。)を 差し引いた額の範囲内で前払金の支払を請求すること ができる。この場合において運営権者は、あらかじめ、 保証契約を変更し、変更後の保証証書を公社に寄託し なければならない。	社が定めた率により計算した額及び増額後の各改築業務対象施設の前払対象契約の契約額の10分の2の額の合計額)から受領済みの個別前払金(個別中間前払金の支払を受けている場合には、当該個別中間前払金を含む。以下、この条及び次条において同じ。)を差し引いた額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において運営権者は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を公社に寄託しなければならない。
第41条第8項	2 9	運営権者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。	運営権者は、前払金 (個別前払金及び個別中間前払金の総称をいう。) を当該前払金が支払われた前払対象契約に係る改築業務(以下この項において「前払対象改築業務」という。) の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(前払対象改築業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
第42条第1項	2 9	運営権者は、工事の完成前に、出来形部分に相応する各改築業務対象施設の改築業務費用額相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。この場合において、請負代金相当額は、第3項の確認に基づき公社が通知した出来形割合を各改築業務対象施設の改築業務費用額に乗じて得た額とする。	運営権者は、工事の完成前に、改業業務対象施設別 契約ごとに、出来形部分に相応する各改築業務対象施 設の改築業務費用額相当額の10分の9以内の額につい て、次項から第7項までに定めるところにより部分払 (以下「改築業務対象施設別部分払」という。) を請求 することができる。この場合において、各改築業務対 象施設の改築業務費用額は、第3項の確認に基づき公 社が通知した出来形割合を各改築業務対象施設の改築 業務費用額に乗じて得た額とする。
第42条第2項	29	運営権者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を公社に 請求しなければならない。	運営権者は、 <u>改築業務対象施設別部分払</u> を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を公社に請求しなければならない。
第42条第5項	3 0	運営権者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、公社は、適法な請求書を受理した日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。	運営権者は、第 3 項の規定による通知があったときは、 <u>改築業務対象施設別部分払</u> を請求することができる。この場合において、公社は、適法な請求書を受理した日から14日以内に <u>当該請求書に係る改築業務対象施設別部分払の金額</u> を支払わなければならない。
第42条第6項	3 0	部分払金の額は、次の式により算定する。 部分払金の額≦A-B-C 以上の式の右辺における各項はそれぞれ次の式により算定する。 A=請負代金額×出来形割合×9/10 B=前払金額及び中間前払金額×出来形割合 C=支払済部分払金の額	 改築業務対象施設別部分払の金額は、次の式により算定する。 改築業務対象施設別部分払の金額≦A-B-C以上の式の右辺における各項はそれぞれ次の式により算定する。 A=各改築業務対象施設の改築業務費用額×出来形割合×9/10 B=前払金額及び中間前払金額×出来形割合 C=当該各改築業務対象施設に係る支払済み改築業務対象施設別部分払の金額
第42条第7項	3 0	運営権者が第 1 項の規定により部分払の請求ができる回数は、次のとおりとする。 (1) 各改築業務対象施設の改築業務費用額 1,000 万円まで 1回 (2) #3,000 万円まで 2回以内 (3) #6,000 万円まで 3回以内 (4) 各改築業務対象施設の改築業務費用額 6,000 万円を超える場合は、4回に、6,000 万円を超えるごとに1回を加えた回数以内	運営権者が第 1 項の規定により改築業務対象施設別 部分払の請求ができる回数は、次のとおりとする。 (1) 各改築業務対象施設の改築業務費用額 1,000 万 円まで 1回 (2) #3,000 万円まで 2回以内 (3) #6,000 万円まで 3回以内 (4) <u>#</u> 6,000 万円を超える場合は、4回に、6,000 万 円を超えるごとに1回を加えた回数以内
第43条第2項	3 0	公社は、運営権者に対して、改築業務の実施に必要なコストプラスマネジメントフィーの一部として、事前検討業務の実施の対価を支払う。	<削除>
_	3 0	_	(事前調査業務業務計画書の提出)

項目	頁	修正前	修正後
			第43条の2 運営権者は、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に従い、改築業務対象施設について事前調査業務業務計画書を作成し、専門業者との契約締結後14日以内(休日等含む)に公社に提出し、公社の確認を受けなければならない。
第44条第1項	3 0	運営権者は、事前検討業務の完了後速やかに、要求 水準書に定める工事期間に係る制約条件及び公社と運 営権者の業務分担に従い、測量・地質調査・環境調査 その他の調査など施工業務の着手前に実施することが 必要であると事前検討業務において抽出し、第11条(改 築業務の実施に係る準備)第1項に従い策定した改築 業務に係る計画書等に記載した業務(以下「事前調査 業務」という。)を実施する。	運営権者は、事前検討業務の完了後速やかに、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書及び事前調査業務業務計画書に従い、測量・地質調査・環境調査その他の調査など施工業務の着手前に実施することが必要であると事前検討業務において抽出し、第11条(改築業務の実施に係る準備)第1項に従い策定した改築業務に係る計画書等に記載した業務(以下「事前調査業務」という。)を実施する。
第44条第2項	3 1	_	第52条(本工事の進捗状況の報告)第1項の規定は、 事前調査業務の進捗状況の報告についてこれを準用する。この場合において、第52条(本工事の進捗状況の報告)第1項中「月間工事進捗状況報告書」とあるのは「月間事前調査業務進捗状況報告書」と読み替えるものとする。
第44条第3項	3 1	_	第55条 (工期の変更) の規定は、事前調査業務の工期の変更についてこれを準用する。この場合において、第55条 (工期の変更) 第1項中「施工計画書に定められた工期」とあるのは「事前調査業務業務計画書に定められた工期」と読み替えるものとする。
第44条第2項 ~第6項	3 1	(略)	(新たに第2項及び第3項を挿入することに伴い、2 項ずつ繰り下げ。)
第44条第5項	3 1	運営権者は、第 1 項の規定により実施する事前調査 業務を終了したときは、当該業務に係る報告書を作成 の上、速やかに公社に提出してその確認を受けなけれ ばならない。	運営権者は、第 1 項の規定により実施する事前調査 業務を終了したときは、当該業務に係る <u>成果品</u> を作成 の上、速やかに公社に提出してその確認を受けなけれ ばならない。
第46条	3 2	運営権者は、本契約、要求水準書、募集要項等及び 運営権者提案書に従い、改築業務対象施設について設 計業務業務計画書及び要求性能確認計画書を作成し、 公社に提出しなければならない。	運営権者は、本契約、要求水準書、募集要項等及び 運営権者提案書に従い、改築業務対象施設について設 計業務業務計画書及び要求性能確認計画書を作成し、 専門業者との契約締結後14日以内(休日等を含む)に 公社に提出し、公社の確認を受けなければならない。
第47条第1項	3 2	運営権者は、設計業務業務計画書の作成後速やかに、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書、設計業務業務計画書及び要求性能確認計画書に従い、設計業務を実施する。	運営権者は、設計業務業務計画書の作成後速やかに、 コンストラクションマネージャーをして、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書及び設計業務業務計画書(これらの書面を総称して以下「設計基準書」という。)に従い、設計業務を実施させた上で、本業務が設計基準書に従い実施されていることを、要求性能確認計画書に従い、確認しなければならない。
第47条第2項	3 2	_	第51条(改築業務対象施設の施工)第1項の規定は、 設計業務の確認についてこれを準用する。この場合に おいて、第51条(改築業務対象施設の施工)第1項中 「施工基準書」とあるのは「設計基準書」と読み替え るものとする。
第47条第3項	3 2	_	第52条(本工事の進捗状況の報告)第1項の規定は、 設計業務の進捗状況の報告についてこれを準用する。 この場合において、第52条(本工事の進捗状況の報告) 第1項中「月間工事進捗状況報告書」とあるのは「月 間設計業務進捗状況報告書」と読み替えるものとする。
第47条第4項	3 2	_	第55条(工期の変更)の規定は、設計業務の工期の変更についてこれを準用する。この場合において、第55条(工期の変更)第1項中「施工計画書に定められた工期」とあるのは「設計業務業務計画書・実施工程表に定められた工程」と読み替えるものとする。

項目	頁	修正前	修正後
第47条第2項 ~第3項	3 2	(略)	(新たに第2項から第4項までを挿入することに伴い、3項ずつ繰り下げ。)
第48条第1項	3 2	運営権者は、要求水準書に定める工事期間に係る制 約条件及び公社と運営権者の業務分担に従い、設計図 書を公社に提出し、その確認を受けなければならない。	運営権者は、 <u>設計基準書</u> に従い、設計図書を公社に 提出し、 <u>公社の</u> 確認を受けなければならない。
第50条	3 3	運営権者は、要求水準書に定める工事期間に係る制 約条件及び公社と運営権者の業務分担に従い、改築業 務対象施設の着工予定日までに、施工計画書及び要求 性能確認計画書を公社に提出し、公社の確認を受けな ければならない。運営権者は、施工計画書を公社に提 出した後に当該書面の修正が必要となった場合には、 適宜これを修正し、修正後速やかに公社に報告するも のとする。	運営権者は、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書及び設計図書に従い、専門業者との請負契約ごとに、工事着工日の30日前までに、施工計画書及び要求性能確認計画書を公社に提出し、公社の確認を受けなければならない。運営権者は、施工計画書を公社に提出した後に当該書面の修正が必要となった場合には、適宜これを修正し、修正後速やかに公社に報告するものとする。
第51条第1項	3 3	運営権者は、コンストラクションマネージャー及び施工企業をして、日本国の法令を遵守の上、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書、設計図書及び施工計画書(これらの書面を総称して以下この項において「施工基準書」という。)に従い、改築業務対象施設の工事(以下「本工事」という。)を実施させたうえで、本工事が施工基準書に従い実施されていることにつき要求性能確認計画書に従い確認しなければならない。	運営権者は、 <u>コンストラクションマネージャーをして</u> 、日本国の法令を遵守の上、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書、設計図書及び施工計画書(これらの書面を総称して以下この項において「施工基準書」という。)に従い、改築業務対象施設の工事(以下「本工事」という。)を実施させた <u>上</u> で、本工事が施工基準書に従い実施されていることにつき要求性能確認計画書に従い確認しなければならない。
第52条第1項	33	運営権者は、本工事の進捗状況を管理及び把握し、 毎月1回、本工事の進捗状況及び施工監理の状況を記録した月間工事進捗状況報告書(モニタリング基本計画に従い開催される月次連絡会議に提出される対外協議資料、監理資料及び業務報告書をいう。)を作成の上、その翌月の10日までに公社に対して提出する。	運営権者は、本工事及び施工監理の進捗状況を管理及び把握し、毎月1回、本工事の進捗状況及び施工監理の状況を記録した月間工事進捗状況報告書(要求水準書及びモニタリング基本計画に従い開催される月次連絡会議に提出される工程表、監理資料(業務報告)等をいう。)を作成の上、その翌月の5日までに公社に対して提出する。
	3 4		(条件変更等) 第 53 条の 2 運営権者は、コンストラクションマネージャーによる本工事の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合、その旨を直ちに公社に通知し、その確認を請求しなければならない。 (1) 本契約において公社が増加費用を負担(又は減少分を調整)するものと定められた事由によって業務原価が変更となった場合 (2) 各契約図書の記載内容の変更によって業務原価が変更となった場合 2 公社は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、運営権者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、運営権者が立会いに応じない場合には、運営権者の立会いを得ずに行うことができる。 3 公社は、運営権者が立会いに応じない場合には、運営権者の立会いを得ずに行うことができる。 4 心に対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を運営権者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ運営権者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、運営権者はコンストラクションマネージャーに対して、設計図書の変更を行わせなければならない。 5 前項の規定により改築業務対象施設について設計図書の変更が行われた場合において、公社は、必要があると認められるときは当該改築業務対象施設に係る工期若しくは改築業務対象施設別改築業務費用を変更し、又は運営権者に損害を及ぼしたときは必要な費

項目	頁	修正前	修正後
			用を負担しなければならない。
第56条第4項	3 5	運営権者は、第 1 項の完了確認において、改築業務対象施設が本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書及び設計図書のとおり完成しているか否かについて確認し、完了確認の公社による立会いの有無を問わず、公社に対して、改築業務対象施設の完了確認の結果を確認済証その他の確認結果に関する書面の写し及び完成図書を添えて提出する。	運営権者は、第 1 項の完了確認において、改築業務対象施設が本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書、設計図書及び施工計画書のとおり完成しているか否かについて確認し、完了確認の公社による立会いの有無を問わず、公社に対して、改築業務対象施設の完了確認の結果を確認済証その他の確認結果に関する書面の写し及び完成図書を添えて提出する。
第57条第1項	3 5	公社は、別段の合意がある場合を除き、前条(完了確認)第4項の規定による完了確認の結果の提出を受けた日から14日以内に、改築業務対象施設が、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書及び設計図書のとおり完成しているか否かを確認するため、運営権者立会いの上、改築業務対象施設の完了検査を実施する。	公社は、別段の合意がある場合を除き、前条(完了確認)第4項の規定による完了確認の結果の提出を受けた日から14日以内に、改築業務対象施設が、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書、設計図書及び施工計画書のとおり完成しているか否かを確認するため、運営権者立会いの上、改築業務対象施設の完了検査を実施する。
第57条第2項	3 5	前項の完了検査の結果、改築業務対象施設が、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書及び設計図書のとおり完成していることを検査の上確認したときは、公社は、運営権者に対して完了検査の結果を通知するものとする。	前項の完了検査の結果、改築業務対象施設が、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書、設計 図書及び施工計画書のとおり完成していることを検査の上確認したときは、公社は、運営権者に対して完了検査の結果を通知するものとする。
第57条第3項	3 5	第 1 項の完了検査の結果、改築業務対象施設が、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書及び設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、公社は、運営権者に対して是正を求めることができる。	第 1 項の完了検査の結果、改築業務対象施設が、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書、設計図書及び施工計画書と一致していないことが判明した場合、公社は、運営権者に対して是正を求めることができる。
第57条第5項	3 5	前項の確認の結果、改築業務対象施設が、本契約、 要求水準書、募集要項等、運営権者提案書及び設計図 書のとおり完成していることを検査の上確認したとき は、公社は、運営権者に対して完了検査の結果を通知 するものとする。	前項の確認の結果、改築業務対象施設が、本契約、 要求水準書、募集要項等、運営権者提案書 <u>、設計図書</u> 及び施工計画書のとおり完成していることを検査の上 確認したときは、公社は、運営権者に対して完了検査 の結果を通知するものとする。
第58条	3 6	(改築業務対象施設の完成日)	(改築業務対象施設の <u>工事竣工日</u>)
第58条第1項	3 6	改築業務対象施設の完成日は、公社が前条(公社による完了検査)第2項又は第5項の規定に基づき完了検査の結果を運営権者に通知した日とし、運営権者は当該通知を受けた上で引渡予定日に改築業務対象施設を公社に引き渡すものとする。	改築業務対象施設の <u>工事竣工の日</u> は、公社が前条(公社による完了検査)第2項又は第5項の規定に基づき完了検査の結果を運営権者に通知した日 <u>(以下「工事竣工日」という。)</u> とし、運営権者は <u>工事竣工日</u> に改築業務対象施設を公社に引き渡 <u>したものとみなす。</u>
第59条	3 6	(部分使用)	(部分引き渡し)
第59条第1項	3 6	公社は、第58条(改築業務対象施設の完成日)の規定による引渡し前においても、工事目的物である各改築業務対象施設の全部又は一部を運営権者の書面による同意を得て使用することができる。この場合必要があるときは、公社は、運営権者の立会いのうえ当該使用部分の出来形を確認しなければならない。	改築業務対象施設の工事目的物について、公社が改 築業務対象施設別契約において本工事の完成に先だっ て引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下この 条において「指定部分」という。)がある場合において、 当該指定部分の工事が完了したときについては、第56 条(完了確認)、第57条(公社による完了検査)及び 第58条(改築業務対象施設の工事竣工日)中「改築業 務対象施設」とあるのは「指定部分に係る改築業務対 象施設」と、第40条(改築業務費用の支払方法)中「改 築業務の実施に必要な費用」とあるのは「部分引渡し に係る改築業務対象施設についての改築業務の実施に 必要な費用」と、「改築業務費用」とあるのは「部分引 渡しに係る改築業務対象施設についての改築業務費 用」と読み替えて、これらの規定を準用する。
第59条第2項	3 6	前項の場合において、公社は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。	前項の規定により準用される第40条(改築業務費用の支払方法)第1項及び第2項の規定により請求することができる部分引渡しに係る改築業務対象施設についての改築業務費用の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に係る改築業務対象施設に相応する改築業務費用の額及び指定部分に係る改築

項目	頁	修正前	修正後
			業務対象施設に相応する支払済部分払金の額は、公社が定め、運営権者に通知する。 部分引渡しに係る改築業務対象施設についての改築業務費用の額 =A× (1-B/C)-D 以上の式の右辺における各項はそれぞれ次の式により算定する。 A=指定部分に係る改築業務対象施設に相応する改築業務費用の額 B=前払金額及び中間前払金額 C=改築業務対象施設に相応する改築業務対象施設に相応する支払済部分払金の額
第59条第3項	3 6	公社は、第 1 項の使用により運営権者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、公社と運営権者とが協議して定める。	<削除>
第60条	3 6	(改築業務対象施設の工事完了日の遅延)	(改築業務対象施設の <u>工事竣工日</u> の遅延)
第60条第1項	3 6	運営権者は、改築業務対象施設の工事完了日が工事 完了予定日よりも遅延することが見込まれる場合に は、直ちに当該遅延の原因を通知するとともに、速や かにその対応計画を公社に提出しなければならない。	運営権者は、改築業務対象施設の <u>工事竣工日が工事 竣工予定日</u> よりも遅延することが見込まれる場合には、直ちに当該遅延の原因を通知するとともに、速やかにその対応計画を公社に提出しなければならない。
第60条第2項	3 6	運営権者は、前項に規定する対応計画において、改 築業務対象施設の可及的速やかな完成に向けての対策 及び想定される工事完了日までの予定を明らかにしな ければならない。	
第60条第3項	3 6	運営権者の責めに帰すべき事由により改築業務対象施設(以下この項において「工事完了遅延改築業務対象施設」という。)の工事完了日が工事完了予定日(改築業務対象施設)よりも遅延した場合、運営権者は、公社に対し、違約金として、工事完了遅延改築業務対象施設に係る改築業務費用相当額から出来形部分に相応する改築業務費用相当額を控除した額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。)につき、遅延日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額を支払うものとする。なお、公社に当該違約金を超える損害があるときは、公社はその損害額を運営権者に請求することができる。	運営権者の責めに帰すべき事由により改築業務対象施設(以下この項において「工事竣工遅延改築業務対象施設」という。)の工事竣工目が工事竣工予定目(改築業務対象施設)よりも遅延した場合、運営権者は、公社に対し、違約金として、工事竣工遅延改築業務対象施設に係る改築業務費用額相当額から出来形部分に相応する改築業務費用額相当額を控除した額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。)につき、遅延日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額を支払うものとする。なお、公社に当該違約金を超える損害があるときは、公社はその損害額を運営権者に請求することができる。
第60条第4項	3 7	公社の責めに帰すべき事由によって改築業務対象施設の工事完了日が工事完了予定日(改築業務対象施設)よりも遅延し、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、公社は、合理的な範囲で当該増加費用又は損害を負担するものとする。	公社の責めに帰すべき事由によって改築業務対象施設の <u>工事竣工日が工事竣工予定日</u> (改築業務対象施設)よりも遅延し、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、公社は、合理的な範囲で当該増加費用又は損害を負担するものとする。
第60条第5項	3 7	法令改正又は不可抗力により、改築業務対象施設の 工事完了日が工事完了予定日(改築業務対象施設)よりも遅延した場合の措置については、第9章(責任及び損害等の分担)第3節(法令改正)及び同第5節(不可抗力)に従う。	法令改正又は不可抗力により、改築業務対象施設の 工事竣工日が工事竣工予定日(改築業務対象施設)よりも遅延した場合の措置については、第9章(責任及び損害等の分担)第3節(法令改正)及び同第5節(不可抗力)に従う。
第61条	3 7	改築業務対象施設については、工事完了日から、当該改築業務対象施設が関連する運営権設定対象施設に係る運営権の対象となるものとする。運営権者は、自らの費用により、PFI 法第 27 条に基づく公共施設等運営権の登録に関連する手続がある場合にはこれを行うものとし、公社はこれに協力するものとする。	改築業務対象施設のうち、別紙 2 (各施設及び運営権の内容)の第 2 (改築業務対象施設)に規定された①武豊北インターチェンジ(仮称)新設工事、②りんくうインターチェンジ出口追加工事、③大府 PA (下り線)(仮称)新設工事、及び④阿久比 PA (上り線)(仮称)新設工事に係る改築業務対象施設については、特措法に基づく工事完了公告が行われ、道路法第 18 条第 2 項に基づき公示された日から、それ以外については、工事竣工日から、当該改築業務対象施設が関連する運営権設定対象施設に係る運営権の対象となるものとする。運営権者は、自らの費用により、PFI 法第 27 条に

項目	頁	修正前	修正後
			基づく公共施設等運営権の登録に関連する手続がある場合にはこれを行うものとし、公社はこれに協力するものとする。
第62条第2項	3 7	前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第58条(改築業務対象施設の完成日)の規定による引渡しを受けた日から木造、簡易ほ装その他これに準ずる工事目的物の場合は1年以内、コンクリート造、石造、金属造その他これに準ずる工事目的物の場合は2年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が運営権者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。	前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第58条(改築業務対象施設の工事竣工目)の規定による引渡しを受けた日から木造、簡易ほ装その他これに準ずる工事目的物の場合は1年以内、コンクリート造、石造、金属造その他これに準ずる工事目的物の場合は2年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が運営権者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
_	3 8	_	第6節 紛争の解決
	3 8	-	(あっせん、調停又は仲裁) 第62条の2 本契約第4章(改築業務)の各条項に おいて公社と運営権者とが協議して定めるものにつき 協議が調わなかったときに公社が定めたものに運営権 者が不服がある場合その他の本契約第4章(改築業務) に関連して公社と運営権者との間に紛争が生じた場合 には、公社及び運営権者は、建設業法による建設工事 紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は 調停を請求することができる。 2 公社及び運営権者は、その一方又は双方が前項の 審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込 みがないと認めたときは、仲裁合意を締結した場合に あっては、前項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基 づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。
第65条第2項	3 9	前項に基づく附帯施設の設計及び建設については、 道路法第48条の5に基づく許可の申請時に運営権者が 提示した条件及び当該許可に道路管理者である公社が 付した条件を遵守して法令等に従い行うものとする。	前項に基づく附帯施設の設計及び建設については、 道路法第48条の5に基づく許可の申請内容及び当該許可に道路管理者である公社が付した条件を遵守して法 令等に従い行うものとする。
第67条第1項	3 9	運営権者は、附帯施設の増改築、撤去その他の変更 (日常の維持管理に係るものを除き、設備の変更及び 利便施設等の設置を含む。本条において同じ。)を行う 場合には、緊急かつやむを得ない場合を除き、あらか じめ公社と協議しなければならない。また、事業区域 内における附帯施設(既設 PA)に係る増改築、撤去そ の他の変更については、道路管理者である公社から道 路法第 24 条に基づく承認又は第 32 条に基づく許可を 得なければならない。	運営権者は、附帯施設の増改築、撤去その他の変更 (日常の維持管理に係るものを除き、設備の変更及び 利便施設等の設置を含む。 <u>以下この条</u> において同じ。) を行う場合には、緊急かつやむを得ない場合を除き、 あらかじめ公社と協議しなければならない。また、事 業区域内における附帯施設(既設 PA)に係る増改築、 撤去その他の変更については、道路管理者である公社 から道路法第 24 条に基づく承認又は第 32 条に基づく 許可を得なければならない。
第67条第4項	4 0	第1項及び第2項に基づく協議において合意された 附帯施設の増改築、撤去その他の変更については、運 営権者は自らの責任及び費用負担において整備するも のとする。第65条(附帯施設の設計及び建設)第1項 に基づく附帯施設の設計及び建設については、道路法 第24条に基づく承認又は第32条に基づく許可の申請 時に運営権者が提示した条件及び当該承認又は許可に 道路管理者である公社が付した条件を遵守して法令等 に従い行うものとする。	第1項及び第2項に基づく協議において合意された 附帯施設の増改築、撤去その他の変更については、運 営権者は自らの責任及び費用負担において整備するも のとする。かかる附帯施設の増改築、撤去その他の変 更については、道路法第24条に基づく承認又は第32 条に基づく許可の申請内容及び当該承認又は許可に道 路管理者である公社が付した条件を遵守して法令等に 従い行うものとする。
第69条第1項	4 0	運営権者は、運営権者提案書に定める任意事業の終了日又は関連する各運営権設定対象施設に係る運営権 が終了(存続期間の満了による終了を含む。)する日まで、事業区域内において、運営権者提案書に基づき、法令等を遵守して、任意事業を行うものとする。	運営権者は、運営権者提案書に定める任意事業の終了日又は関連する各運営権設定対象施設に係る運営権が終了(存続期間の満了による終了を含む。)する日まで、事業区域内において、運営権者提案書に <u>従い</u> 、法令等を遵守して、任意事業を行うものとする。
第71条第2項	4 1	公社は、前項の提案に係る通知を受領した場合、やむを得ない事由がある場合を除き、変更に同意するものとする。かかる場合、変更に必要な許認可等は運営権者の責任及び費用負担において取得するものとす	公社は、前項の提案に係る通知を受領した場合、やむを得ない事由がある場合を除き、変更 又は終了 に同意するものとする。かかる場合、変更 又は終了 に必要な許認可等は運営権者の責任及び費用負担において取

項目	頁	修正前	修正後
		る。	得するものとする。
第72条	4 1	(第三者への委託及び請負)	(<u>本事業実施開始後の構成企業及び協力企業等への委</u> <u>託等</u>)
第72条第1項	4 1	運営権者は、本契約、要求水準書、募集要項等及び 運営権者提案書に従い、各業務を別紙6(構成企業及び 協力企業並びに業務内容)に定める構成企業又は協力 企業に委託し、又は請け負わせるものとする。ただし、 本契約に別段の定めがある場合又はあらかじめ公社か ら同意を得た上で、別紙6(構成企業及び協力企業並び に業務内容)に定める構成企業又は協力企業に委託せ ず、又は請け負わせない場合を除く。	運営権者は、本契約、要求水準書、募集要項等及び 運営権者提案書に従い、本事業の実施の開始後に必要 な範囲の各業務を別紙6(構成企業及び協力企業並びに 業務内容)に定める構成企業又は協力企業に委託し、 又は請け負わせるものとする。ただし、本契約に別段 の定めがある場合又はあらかじめ公社から同意を得た 場合には、別紙6(構成企業及び協力企業並びに業務内 容)に定める構成企業又は協力企業以外の企業(以下 「実施契約締結後選定協力企業」という。)に対し、本 事業の実施の開始後に必要な範囲の各業務を委託し、 又は請け負わせることができる。
第72条第2項	4 1	運営権者は、前項に基づき別紙 6 (構成企業及び協力企業並びに業務内容)に定める構成企業及び協力企業との間で各業務に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等を締結した場合には、速やかに、当該契約書又は覚書等の写し等、各業務を委託し、又は請け負わせた事実を証する書面を、公社に提出しなければならない。	運営権者は、前項に基づき別紙 6 (構成企業及び協力 企業並びに業務内容) に定める構成企業及び協力企業 並びに実施契約締結後選定協力企業 との間で各業務に 関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替 わる覚書等を締結した場合には、速やかに、当該契約 書又は覚書等の写し等、各業務を委託し、又は請け負 わせた事実を証する書面を、公社に提出しなければな らない。
第72条第4項	4 1	運営権者は、本条に基づき本事業に係る業務を別紙6 (構成企業及び協力企業並びに業務内容)に定める構成企業又は協力企業に対して委託し、又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他公社が不適切と認める者に対しては委託せず、又は請け負わせないものとし、受託者又は請負者をして、暴力団員等のいずれかに該当する者その他公社が不適切と認める者に対しては再委託をさせず、又は下請負をさせないものとする。	運営権者は、 <u>この条</u> に基づき本事業に係る業務を別紙6(構成企業及び協力企業並びに業務内容)に定める 構成企業若しくは協力企業又は実施契約締結後選定協力企業に対して委託し、又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他公社が不適切と認める者に対しては委託せず、又は請け負わせないものとし、受託者又は請負者をして、暴力団員等のいずれかに該当する者その他公社が不適切と認める者に対しては再委託をさせず、又は下請負をさせないものとする。
第73条第4項	4 2	本条に基づく要求水準書の変更により運営権者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については公社の帰属とする。	この条に基づく要求水準書の変更により運営権者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については公社の帰属とする。ただし、要求水準書<総則編>に規定する運営権者からの改善提案等に起因して運営権者の費用が減少したと公社が認める場合には、当該費用相当額については運営権者の帰属とする。
第73条第5項	4 2	本条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行うものとする。	<u>この条</u> に基づく要求水準書の変更は書面をもって行 うものとする。
第77条	4 3	運営権者は、モニタリング基本計画並びにモニタリング実施計画書及び要求性能確認計画書に従い、要求水準を満たす方法によりセルフ・モニタリングを行い、その結果を記載した書面(本事業の各業務に係る計画書及び報告書を含む。)を公社に提出しなければならない。	運営権者は、モニタリング基本計画並びにモニタリング実施計画書及び要求性能確認計画書に従い、要求水準を満たす方法によりセルフ・モニタリングを行い、その結果を記載した 書面 を公社に提出しなければならない。
第79条第2項	4 4	公社は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間、 モニタリング基本計画に規定されるモニタリング実施 計画書の変更事由が発生したと認める場合には、モニ タリング実施計画書又は要求性能確認計画書を変更す ることができる。ただし、公社は、あらかじめ運営権 者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知 し、運営権者と協議を行わなければならない。	公社は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間、 モニタリング基本計画に規定されるモニタリング実施 計画書 <u>又は要求性能確認計画書</u> の変更事由が発生した と認める場合には、モニタリング実施計画書又は要求 性能確認計画書を変更することができる。ただし、公 社は、あらかじめ運営権者に対してその旨及び理由を 記載した書面により通知し、運営権者と協議を行わな ければならない。
第80条第3項	4 5	運営権者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間、公社の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲	運営権者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間、公社の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲

項目	頁	修正前	修正後
		渡、解散その他会社の基礎の変更 (2) 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行 (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の 行為	渡、解散その他会社の基礎の変更 (2) 議決権付株式の発行(ただし、基本協定書に基 <u>づきあらかじめ認められた者にこれを割り当て</u> <u>る場合は除く。)</u> (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の 行為
第81条第3項	4 6	完全無議決権株式を保有する者は、自ら保有する完全無議決権株式につき、譲渡、担保提供その他の処分を行うことができる。運営権者は、当該譲渡が行われた場合、当該譲渡人に対し、譲受人が第 1 項の要件を満たした上で当該譲渡を行ったことを誓約させるとともに、当該株式の譲渡先等、公社が必要とする情報を報告するものとする。	完全無議決権株式を保有する者は、自ら保有する完全無議決権株式につき、時期を問わず、譲渡、担保提供その他の処分を行うことができる。運営権者は、当該譲渡が行われた場合、当該譲渡人に対し、譲受人が第1項の要件を満たした上で当該譲渡を行ったことを誓約させるとともに、当該株式の譲渡先等、公社が必要とする情報を報告するものとする。
第81条第6項	4 6	議決権付株式を保有する者は、自ら保有する議決権 付株式につき、他の議決権付株式を保有する者、又は、 公社との間で締結された契約等に基づきあらかじめ処 分先として認められた者(第 125 条(金融機関等との 協議)に基づく協定を締結の上当該株式に担保権を設 定した金融機関等を含む。)以外の第三者に対して譲 渡、担保提供その他の処分を行う場合には、公社の事 前の書面による承認を得なければならない。運営権者 は、当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合に は、当該譲渡について公社の事前の書面による承諾を 受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承 認してはならない。	議決権付株式を保有する者は、自ら保有する議決権付株式につき、時期を問わず、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行う場合には、公社の事前の書面による承認を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して譲渡する場合を除く。運営権者は、当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合には、当該譲渡について公社の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認してはならない。
第81条7項	4 6	_	前項の規定にかかわらず、公社は、議決権付株式を 保有する者から、運営権者提案書に規定された融資に 関連して当該金融機関等のために、その保有する議決 権付株式に担保権を設定する旨の申請があった場合に おいて、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写 しが公社に提出され、かつ、第 125 条 (金融機関等と の協議)に基づく協定書が公社と当該金融機関等との 間で公社の合理的に満足する内容にて締結されている ときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は 拒否をしないものとする。
第81条第7項 ~第8項	4 6		(新たに第7項を挿入することに伴い、1項繰り下 げ。)
第81条第7項	4 6	公社は、前項に定める譲渡につき、当該株式の譲受 人が第 1 項の要件を満たし、かつ、当該譲渡が運営権 者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合に は、当該譲渡を承認するものとする。運営権者は、当 該承認を得て当該譲渡が行われた場合、当該譲渡人に 対し、譲受人が第 1 項の要件を満たした上で当該譲渡 を行ったことを誓約させるとともに、当該株式の譲渡 先等、公社が必要とする情報を報告するものとする。	公社は、 第6項 に定める譲渡につき、当該株式の譲受人が第1項の要件を満たし、かつ、当該譲渡が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承認するものとする。運営権者は、当該承認を得て当該譲渡が 行われた場合、当該株式の 譲渡先等、公社が必要とする情報を報告するものとする。
第81条第9項	4 7		第6項及び前項の規定にかかわらず、代表企業は、 運営開始日から5年を経過する日まで、自らの議決権 付株式の譲渡を行うことはできない。
第82条第2項	4 7	前項の定めにかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、本契約その他公社と運営権者の間で 締結された契約に基づく運営権者の契約上の地位及び 権利に担保権を設定する旨の申請があった場合におい て、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが 公社に提出され、かつ、第 125 条(金融機関等との協 議)に基づく協定書が公社と当該金融機関等との間で 公社の合理的に満足する内容(相殺を含む公社の抗弁 権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保 権者に対抗できることを含む。)にて締結されていると	前項の規定にかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、本契約その他公社と運営権者の間で 締結された契約に基づく運営権者の契約上の地位及び 権利に担保権を設定する旨の申請があった場合におい て、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが 公社に提出され、かつ、第 125 条(金融機関等との協 議)に基づく協定書が公社と当該金融機関等との間で 公社の合理的に満足する内容(相殺を含む公社の抗弁 権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保 権者に対抗できることを含む。)にて締結されていると

項目	頁	修正前	修正後
		きは、合理的な理由なくして承諾を拒否しないものとする。	きは、合理的な理由なくして 承諾の留保、遅延又は拒 <u>否をしない</u> ものとする。
第83条第2項	4 7	前項の定めにかかわらず、公社は、運営権者から、 全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新 たに運営権者となる者の欠格事由や募集要項等適合性 の審査等、運営権者選定の際に確認した条件に照らし て審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合(公社の 会計規則に定める随意契約事由に該当する事由が存在 するものと公社が認める場合をいう。)であり、かつ、 当該譲渡後においても運営権の存続期間の満了日まで 本事業を安定的に実施継続可能であると認めたときに 限り、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うものと する。なお、公社は、当該許可を与えるにあたり、次 に掲げる条件を付すことができる。 (略)	前項の規定にかかわらず、公社は、運営権者から、 全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新 たに運営権者となる者の欠格事由や募集要項等適合性 の審査等、運営権者選定の際に確認した条件に照らし て審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合(公社の 会計規則に定める随意契約事由に該当する事由が存在 するものと公社が認める場合をいう。)であり、かつ、 当該譲渡後においても運営権の存続期間の満了日まで 本事業を安定的に実施継続可能であると認めたときに 限り、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うものと する。なお、公社は、当該許可を与えるにあたり、次 に掲げる条件を付すことができる。 (略)
第83条第3項	48	第1項の定めにかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、各運営権に抵当権を設定する旨の申 請があった場合において、当該融資及び担保権設定に 関する契約書の写しが公社に提出され、かつ、第 125 条(金融機関等との協議)に基づく協定書が公社と当 該金融機関等との間で公社の合理的に満足する内容に て締結されているときは、合理的な理由なくして承諾 を拒否しないものとする。	第1項の規定にかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、各運営権に抵当権を設定する旨の申 請があった場合において、当該融資及び担保権設定に 関する契約書の写しが公社に提出され、かつ、第 125 条(金融機関等との協議)に基づく協定書が公社と当 該金融機関等との間で公社の合理的に満足する内容に て締結されているときは、合理的な理由なくして <u>承諾</u> の留保、遅延又は拒否をしない
第86条第1項	48	本契約締結後に国及び地方公共団体による政策が変更され、又は決定されたことにより、次に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合、公社はその内容の詳細を記載した書面により直ちに運営権者に対して通知しなければならない。 (1) 本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に規定された条件に従って全部又は一部の運営権設定対象施設に係る維持管理・運営業務を行うことができなくなったとき。 (2) 本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に規定された条件に従って全部又は一部の改築業務対象施設に係る改築業務を行うことができなくなったとき。 (3) 本契約の履行のための費用が増加するとき。	本契約締結後に国及び地方公共団体による政策が変更され、又は決定されたことにより、次に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合、公社はその内容の詳細を記載した書面により直ちに運営権者に対して通知しなければならない。 (1) 本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に規定された条件に従って全部又は一部の運営権設定対象施設に係る維持管理・運営業務を行うことができなくなったとき。 (2) 本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書、設計図書、施工計画書及び要求性能確認計画書に規定された条件に従って全部又は一部の改築業務対象施設に係る改築業務を行うことができなくなったとき。 (3) 本契約の履行のための費用が増加するとき。
第88条第1項	4 9	本契約締結後に法令等が改正され、又は制定されたことにより、次に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合、運営権者はその内容の詳細を記載した書面により直ちに公社に対して通知しなければならない。 (1) 本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に規定された条件に従って全部又は一部の運営権設定対象施設に係る維持管理・運営業務を行うことができなくなったとき。 (2) 本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に規定された条件に従って全部又は一部の改築業務対象施設に係る改築業務を行うことができなくなったとき。 (3) 本契約の履行のための費用が増加するとき。	ことにより、次に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合、運営権者はその内容の詳細を記載
第91条	5 1	本契約締結後に次に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合、運営権者はその内容の詳細を記載した書面により直ちに公社に対して通知しなければならない。 (1) 道路の整備・運営に影響を及ぼす税制等の改正又は制定があったとき。	本契約締結後に次に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合、運営権者はその内容の詳細を記載した書面により直ちに公社に対して通知しなければならない。 (1) 道路の整備・運営に影響を及ぼす税制等の改正又は制定があったとき。

項目	頁	修正前	修正後
		(2) 改築業務並びに要求水準書<維持管理・運営業務編>に定める衣浦トンネルの機能強化(耐震工事を含む。)に係る業務及び猿投グリーンロードの八草大橋(下り)下部工の補修工事に係る業務の実施に際して消費税等に係る税率の改正があったとき	(2) 改築業務並びに要求水準書<維持管理・運営業務編>に定める衣浦トンネルの機能強化(耐震工事を含む。)に係る業務及び猿投グリーンロードの八草大橋(上り)下部工の補修工事に係る業務の実施に際して消費税等に係る税率の改正があったとき
第93条第1項	5 1	本契約締結後に不可抗力により、次に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合、運営権者はその内容の詳細を記載した書面により直ちに公社に対して通知しなければならない。 (1) 本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に規定された条件に従って全部又は一部の運営権設定対象施設に係る維持管理・運営業務を行うことができなくなったとき。 (2) 本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に規定された条件に従って全部又は一部の改築業務対象施設に係る改築業務を行うことができなくなったとき。 (3) 本契約の履行のための費用が増加するとき。	本契約締結後に不可抗力により、次に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合、運営権者はその内容の詳細を記載した書面により直ちに公社に対して通知しなければならない。 (1) 本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に規定された条件に従って全部又は一部の運営権設定対象施設に係る維持管理・運営業務を行うことができなくなったとき。 (2) 本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書、設計図書、施工計画書及び要求性能確認計画書に規定された条件に従って全部又は一部の改築業務対象施設に係る改築業務を行うことができなくなったとき。 (3) 本契約の履行のための費用が増加するとき。
第96条	5 3	不可抗力の発生により、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合、公社又は運営権者は相手方当事者と協議の上、本契約の全部又は一部を終了することができる。かかる場合には、第94条(不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担)の規定にかかわらず、公社及び運営権者は、不可抗力により生じた自らの損害についてそれぞれ負担するものとする。 (略)	不可抗力の発生により、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合、公社又は運営権者は相手方当事者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。 (略)
第97条第1項	5 3	公社及び運営権者は、事業期間中、各運営権設定対象施設に係る維持管理・運営業務に係る費用(本契約締結時点における運営権者の損益計算書上の●に相当する費用を意味し、以下「本物価変動対象費用」という。)に関する市場変動による物価の変動の有無及び割合につき、本条に定める報告及び確認を行うものとする。	
第97条第3項	5 3	運営権者は、本契約締結後、本契約の締結日が属する月を対象とする本物価指数が公表された場合には、速やかに当該本物価指数に関する情報を取得の上、公社に提出し、公社の確認を受けなければならない。本項に基づく公社の確認後の当該本物価指数を 100 とみなすものとする(以下「平成 28 年度●月物価指数」という。)。	運営権者は、本契約締結後、本契約の締結日が属する月を対象とする本物価指数が公表された場合には、速やかに当該本物価指数に関する情報を取得の上、公社に提出し、公社の確認を受けなければならない。 この項に基づく公社の確認後の当該本物価指数を 100 とみなすものとする(以下「平成 28 年度●月物価指数」という。)。
第98条第3項	5 5	各年度の本物価変動指数が、本基準物価指数と比較して、1.5%を超えて下落した場合、1.5%以内の減少した本物価変動対象費用については、運営権者の帰属、1.5%を超えて減少した本物価変動対象費用については、公社の帰属とし、運営権者は当該本物価変動対象費用相当額を公社に対して支払うものとする。	各年度の本物価変動指数が、平成 28 年度●月物価指数と比較して、1.5%を超えて下落した場合、1.5%以内の減少した本物価変動対象費用については、運営権者の帰属、1.5%を超えて減少した本物価変動対象費用については、公社の帰属とし、運営権者は当該本物価変動対象費用相当額を公社に対して支払うものとする。
第98条第4項	5 5	本条に基づき、公社又は運営権者が相手方当事者に対して支払う本物価変動対象費用相当額については、前条(物価変動に基づく報告及び確認)第7項に基づく公社による本物価変動指数確認の直後に到来する【9月末日】(同日を含む。)までに支払うものとする。ただし、公社が運営権者に対する金銭債権を有している場合には、対当額において相殺することを妨げない。	この条に基づき、公社又は運営権者が相手方当事者に対して支払う本物価変動対象費用相当額については、前条(物価変動に基づく報告及び確認)第7項に基づく公社による本物価変動指数確認の直後に到来する【9月末日】(同日を含む。)までに支払うものとする。ただし、公社が運営権者に対する金銭債権を有している場合には、対当額において相殺することを妨げない。
第100条	5 6	運営権者は、事業期間中、要求水準書、モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画書に従い、毎月 10日までに、公社に対して、前月の運営権設定対象施	運営権者は、事業期間中、要求水準書、モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画書に従い、毎月10日までに、公社に対して、前月の運営権設定対象施

項目	頁	修正前	修正後
		設ごとの料金収入及び交通量の各実績値を報告し、公 社の確認を受けなければならない。本項に基づき公社 の確認後の料金収入の実績値を、以下「実績料金収入」、 交通量の実績値を、以下「実績交通量」という。	設ごとの料金収入及び交通量の各実績値を報告し、公 社の確認を受けなければならない。 <u>この条</u> に基づき公 社の確認後の料金収入の実績値を、以下「実績料金収 入」、交通量の実績値を、以下「実績交通量」という。
第101条 第2項	5 6	本条に基づき、公社又は運営権者が相手方当事者に対して支払う金額相当額については、別紙5(需要変動及び競合路線の新規開設等に基づく調整)の第2(需要変動に基づく調整)に基づき各金額相当額が算出された日の直後に到来する【9月末日】(同日を含む。)までに支払うものとする。ただし、公社が運営権者に対する金銭債権を有している場合には、対当額において相殺することを妨げない。	この条に基づき、公社又は運営権者が相手方当事者に対して支払う金額相当額については、別紙5(需要変動及び競合路線の新規開設等に基づく調整)の第2(需要変動に基づく調整)に基づき各金額相当額が算出された日の直後に到来する【9月末日】(同日を含む。)までに支払うものとする。ただし、公社が運営権者に対する金銭債権を有している場合には、対当額において相殺することを妨げない。
第103条第3項	5 7	本条に基づき、公社又は運営権者が相手方当事者に対して支払う金額相当額については、別紙 5 (需要変動及び競合路線の新規開設等に基づく調整)の第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整)に規定される各金額相当額が算出された日の直後に到来する【9月末日】(同日を含む。)までに支払うものとする。ただし、公社が運営権者に対する金銭債権を有している場合には、対当額において相殺することを妨げない。	この条に基づき、公社又は運営権者が相手方当事者に対して支払う金額相当額については、別紙5(需要変動及び競合路線の新規開設等に基づく調整)の第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)に規定される各金額相当額が算出された日の直後に到来する【9月末日】(同日を含む。)までに支払うものとする。ただし、公社が運営権者に対する金銭債権を有している場合には、対当額において相殺することを妨げない。
第108条第1項	5 9	公社は、運営権設定対象施設を他の公共の用途に供する場合その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合(各運営権設定対象施設の建設等に要した債務の償還が完了した場合を含む。)又はその他公社が必要と認める場合には、6ヶ月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。	公社は、運営権設定対象施設を他の公共の用途に供する場合その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合(各運営権設定対象施設の建設等に要した債務の償還が完了した場合を含む。)又はその他公社が合理的に必要と認める場合には、6ヶ月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。
第110条	6 0	前節に従って本契約の全部又は一部が期限前に解除された場合、PFI 法第 29 条第 1 項の規定に従い、公社は終了された運営権設定対象施設に係る運営権を取り消すものとする。	前節に従って本契約の全部又は一部が期限前に解除された場合、PFI 法第 29 条第 1 項の規定に従い、公社は解除された運営権設定対象施設に係る運営権を取り消すものとする。
第112条第2項	6 0	前項に基づき引き渡された運営権設定対象施設につき、その運営期間中において既に存在していた瑕疵で、要求水準書に従って維持管理・運営業務を実施していなかったことによる瑕疵として、当該運営権の終了日から2年以内に公社が運営権者に通知した場合については、運営権者は修補等により生じた費用を負担するものとする。	前項に基づき引き渡された運営権設定対象施設につき、その運営期間中において既に存在していた瑕疵(法令等上の瑕疵を含む。以下この項において同じ。)で、要求水準書に従って維持管理・運営業務を実施していなかったことによる瑕疵として、当該運営権の終了目から2年以内に公社が運営権者に通知した場合については、運営権者は修補等により生じた費用を負担するものとする。
第113条第1項	6 1	第 107 条(運営権者の事由による本契約の解除)の 規定により本契約が解除された場合、運営権者は、次 の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として公 社の指定する期限までに支払わなければならない。 (1) 運営権設定対象施設(改築業務対象施設を除 く。) 解除により終了された運営権設定対象施設ご とに、解除の時期を問わず、当該運営権設定対 象施設に係る運営権対価年額相当額の 10%に相 当する金額 (2) 改築業務対象施設 解除により終了された改築業務対象施設ごと に、解除の時期を問わず、当該改築業務対象施 設に係る改築業務対象施設別工事上限金額の 10%に相当する金額	第 107 条 (運営権者の事由による本契約の解除)の規定により本契約が解除された場合、運営権者は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として公社の指定する期限までに支払わなければならない。 (1) 運営権設定対象施設(改築業務対象施設を除く。)
第114条第2項	6 1	第 109 条 (その他の事由による解除・解約) 第 1 項 の規定により本契約が解除された場合の費用の分担に ついては、別紙 14 (法令改正及び不可抗力による費用 負担) に規定するところによる。	第 109 条 (その他の事由による解除・解約) 第 1 項 の規定により本契約が解除された場合、当該解除まで に生じた費用 (本事業に係る資産に対する資本的支出 (未償却部分に限る。)を含む。) の分担については、別紙 14 (法令改正及び不可抗力による費用負担) に規

項目	頁	修正前	修正後
			定するところによる。 <u>ただし、当該解除に起因して公社又は運営権者に生じた費用、損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。</u>
第115条	6 1	(改築業務対象施設完成日前の本契約の終了)	(改築業務対象施設 <u>工事竣工日</u> 前の本契約の終了)
第115条第3項	6 2	第1項の規定にかかわらず、改築業務対象施設完了 検査前に本契約が解除された場合において、改築業務 対象施設の出来高部分が存在するときは、公社又は公 社の指定する第三者は、自らの責任及び費用負担にお いて、改築業務対象施設の出来高部分を検査し、当該 検査に合格した部分(以下「合格部分」という。)に相 応する代金を一括又は分割により運営権者に支払った 上で、合格部分を取得することができる。	第1項の規定にかかわらず、改築業務対象施設 <u>の第</u> 57条(公社による完了検査)に基づく公社による完了検査前に本契約が解除された場合において、改築業務対象施設の出来高部分が存在するときは、公社又は公社の指定する第三者は、自らの責任及び費用負担において、改築業務対象施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分(以下「合格部分」という。)に相応する代金を一括又は分割により運営権者に支払った上で、合格部分を取得することができる。
第115条第6項	6 2		第3項の規定に従い公社又は公社の指定する第三者が合格部分を取得する場合において、第41条(前金払及び中間前金払)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第42条(部分払)の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を合格部分に相応する代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、運営権者は、解除が第107条(運営権者の事由による本契約の解除)の規定によるときにあってはその余剰額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。)に前払金又は中間前払金の支払いの目から返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第108条(公社の任意による解除、公社の事由による本契約の解除)又は第109条(その他の事由による本契約の解除)又は第109条(その他の事由による解除・解約)第1項の規定によるときにあってはその余剰額を、発注者に返還しなければならない。
第116条	6 2	本契約の事業期間が終了するまでの間に、運営権の存続期間の満了により当該運営権が取り消された運営権設定対象施設につき、公社が愛知県と協議の上、本契約上の当該運営権設定対象施設に係る条件と同等の条件にて愛知県と運営権者が新たな委託契約を締結することが、当該時点における法令等(愛知県の条例、規則等を含む。)に反するおそれがないと認めた場合には、公社は、運営権者に対して愛知県との間で当該法令等に反しない限度で当該委託契約の締結に関する協議を行うよう求めることができる。かかる場合、運営権者は、愛知県との間で誠実に協議を行うものとする。	本契約の事業期間が終了するまでの間に、運営権の存続期間の満了により当該運営権が取り消された運営権設定対象施設につき、公社が愛知県と協議の上、本契約上の当該運営権設定対象施設に係る条件と同様の条件にて愛知県と運営権者が新たな委託契約を締結することが、当該時点における法令等(愛知県の条例、規則等を含む。)に反するおそれがないと認めた場合には、公社は、運営権者に対して愛知県との間で当該法令等に反しない限度で当該委託契約の締結に関する協議を行うよう求めることができる。かかる場合、運営権者は、愛知県との間で誠実に協議を行うものとする。
第117条	6 2	(事業終了後の債務引受)	(事業終了後の <u>解散及び</u> 債務引受)
第117条 第1項	6 2	本契約の事業期間終了後、運営権者が解散等を行う場合には、あらかじめ公社に対してその旨を通知しなければならない。	運営権者は、本契約の事業期間終了時点においても なお運営権者が本契約に基づく金銭債務を負担すると 公社が合理的に認める場合には、公社の事前の書面に よる承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するま で、解散等を行ってはならない。
第117条第2項	6 3	公社は、前項の通知を受領後60日以内に、事業期間終了時点においてもなお運営権者が本契約に基づく金銭債務を負担すると合理的に認める場合には、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。	前項の規定にかかわらず、運営権者は、本契約の事業期間終了後、運営権者が本契約に基づき負担する金銭債務は第112条(運営権設定対象施設の引渡し)第2項に基づく費用の支払債務のみであると公社が合理的に認める場合には、60日前までに公社に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、公社は、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

項目	頁	修正前	修正後
第118条 第2項	6 3	公社は、本章に基づく権利の全部又は一部を、いつでも運営権者の承諾を得ることなく愛知県に譲渡することができる。	公社は、 この章 に基づく権利の全部又は一部を、いっでも運営権者の承諾を得ることなく愛知県に譲渡することができる。
第119条第3項	6 3	成果物及び各運営権設定対象施設(ただし、本契約 締結時点で建設済みの部分を除く。以下本章において 同じ。)のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する 著作物に該当するものに係る著作権法第2章及び第3 章に規定する著作者の権利(以下「著作者の権利」と いう。)の帰属は、著作権法の定めるところによる。	成果物及び各運営権設定対象施設(ただし、本契約締結時点で建設済みの部分を除く。以下 <u>この章</u> において同じ。)のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(以下「著作者の権利」という。)の帰属は、著作権法の定めるところによる。
第121条 第1項	6 4	運営権者は、成果物及び各運営権設定対象施設(ただし、運営開始日以降に運営権者が本契約に基づき修繕等を行った部分に限る。以下本条において同じ。)が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを公社に対して保証する。	運営権者は、成果物及び各運営権設定対象施設(ただし、運営開始日以降に運営権者が本契約に基づき修繕等を行った部分に限る。以下 <u>この条</u> において同じ。)が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを公社に対して保証する。
第122条第1項	6 4	運営権者は、本契約の履行にあたり、前条のほか、 第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権 その他の知的財産権(以下本条において「知的財産権 等」という。)を侵害しないこと並びに運営権者が公社 に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的 財産権等を侵害していないことを公社に対して保証す る。	運営権者は、本契約の履行にあたり、前条のほか、 第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権 その他の知的財産権(以下 <u>この条</u> において「知的財産 権等」という。)を侵害しないこと並びに運営権者が公 社に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知 的財産権等を侵害していないことを公社に対して保証 する。
第124条 第1項	6 5	公社及び運営権者は、相手方当事者の事前の書面に よる承諾なくして、本契約に関する情報(本事業を実 施する上で知り得た秘密を含む。)を他の者に開示して はならない。	
第124条第2項	6 5	前項の規定にかかわらず、公社及び運営権者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。 (1) 当該情報を知る必要のある公社又は運営権者の従業員、代理人又は請負人に対して、公社及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (2) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を当該第三者に対して開示する場合 (3) 既に公知の事実となっている情報を第三者に対して開示する場合 (4) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合	前項の規定にかかわらず、公社及び運営権者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。 (1) 当該情報を知る必要のある公社又は運営権者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、公社及び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (2) 当該情報を知る必要のある構成企業、協力企業、実施契約締結後選定協力企業若しくは本事業に関して、運営権者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、公社及び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (3) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合
第126条第1項	6 6	公社又は運営権者が、本契約その他公社と運営権者の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日(本条において「履行期日」という。)の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、公社については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、運営権者については、公社の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅び利息をそれぞれ相手方当事者に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365	て「履行期日」という。)の翌日(同日を含む。)から 当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)まで の期間の日数に応じ、公社については、政府契約の支 払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第 991号)に定める履行期日時点における率を乗じて計算 した額の遅延利息を、運営権者については、 国の債権 に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号) に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額 の遅延利息をそれぞれ相手方当事者に支払わなければ

項目	頁	修正前	修正後
		日の日割計算とする。	365日の日割計算とする。
第128条 第2項	6 6	本契約に関連して発生した全ての紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	第62条の2 (あっせん、調停又は仲裁)第1項に規定する紛争を除き、本契約に関連して発生した全ての紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
第129条 第1項	6 6	本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び 契約終了告知並びに解除は、相手方当事者に対する書 面をもって行われなければならない。なお、公社及び 運営権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方当事 者に対して別途通知するものとする。	本契約に定める 請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則として、 相手方当事者に対する書面をもって行われなければならない。なお、公社及び運営権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方当事者に対して別途通知するものとする。
別紙 1	6 8	(7) 「運営開始予定日」とは、第24条(公共施設等 運営権の効力発生)第1項に定義される日をい う。	(7) 「運営開始予定日」とは、 平成 28 年 10 月 1 日 をいう。
		_	(22) 「改築業務業務計画書」とは、要求水準書<改築業務編>において改築業務の着手時提出資料としてその内容が規定され、モニタリング基本計画において建設マネジメント業務の書類による確認の方法として提出時期が規定された改築業務業務計画書をいう。
		(22) 「改築業務対象施設」とは、本契約の冒頭第 2 (対象施設の概要)の1(公共施設等)に定義される意味という。	(23) 「改築業務対象施設」とは、本契約の冒頭第 2 (対象施設の概要)の1(公共施設等)に定義される意味 <u>をいう</u> 。
		(23) 「改築業務対象施設別改築業務費用上限金額」 とは、第36条(改築業務費用の上限額)第1項 に定義された意味をいう。	<削除>
		(24) 「改築業務対象施設別工事上限金額」とは、本 契約の冒頭第4(改築業務対象施設に係る改築業 務の工事上限金額)に定義された意味をいう。	(24) 「改築業務対象施設別改築業務費用」とは、本 契約の冒頭第4(改築業務対象施設に係る改築業 務費用)に定義された意味をいう。
		_	(25) 「改築業務対象施設別契約」とは、第 34 条(改 築業務費用の考え方)第 3 項に定義された意味 をいう。
		_	(26) 「改築業務対象施設別部分払」とは、第 42 条 (部 分払) 第1項に定義された意味をいう。
		(27) 「改築業務費用上限金額」とは、改築業務対象 施設ごとの改築業務対象施設別改築業務費用上 限金額の合計金額をいう。	<削除>
		(51) 「合格部分」とは、第 115 条 (改築業務対象施 設完成日前の本契約の終了) 第 3 項に定義され る意味をいう。	(52) 「合格部分」とは、第 115 条(改築業務対象施設 <u>工事竣工日</u> 前の本契約の終了)第 3 項に定義 される意味をいう。
		(53) 「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」とは、 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)をいう。	(54) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)をいう。
		(54) 「工事完了日」とは、改築業務対象施設について、第57条(公社による完了検査)に基づく公社による完了検査の結果を、公社が運営権者に対して通知した日をいう。	<削除>
		(55) 「工事完了予定日」とは、改築業務対象施設に ついて、別紙 2 (各施設及び運営権の内容)の第 2 (改築業務対象施設)に規定する工事完了予定 日をいう。	(55 「工事完了予定日」とは、改築業務対象施設に ついて、別紙 2 (各施設及び運営権の内容)の第 2 (改築業務対象施設) <u>の表の工事完了予定日の</u> 項に記載された改築業務対象施設ごとに規定さ れた工事完了予定日をいう。
		(56) 「工事原価」とは、改築業務の施工に必要な積 算基準及び歩掛表(最新版 愛知県建設部)に 示す工事価格のうち、直接工事費、共通仮設費	(56) 「工事原価」とは、改築業務の施工に必要な積 算基準及び歩掛表(最新版 愛知県建設部)に 示す工事価格のうち、直接工事費、共通仮設費

項目	頁	修正前	修正後
		及び現場配置技術者の人件費等(コンストラーションマネージャーの現場配置技術者の人件等を含む)をいう。①直接工事費及び共通仮費、並びに②建設マネジメント業務を含む現電技術者の人件費等をいう。	費ションマネージャーの現場配置技術者の人件安等を含む)をいう。
		(57) 「工事上限金額」とは、本契約の冒頭第4(改業務対象施設に係る改築業務の工事上限金額」 に定義された意味をいう。	
		_	(57) <u>「工事竣工日」とは、第 58 条(改築業務対象</u> 設の工事竣工日)に定義される日をいう。
		_	(58) <u>「工事竣工予定日」とは、改築業務対象施設</u> 契約において当該改築業務対象施設の工事が 工すべき予定日として定める日をいう。
		(60) 「公社取得用地(新設 PA 隣接区域)」とは、知 2(各施設及び運営権の内容)の第 2(改築 務対象施設)に規定された新設のパーキング・リア(改築業務の対象である大府 PA(下り線)及び阿久比 PA(上り線)(いずれも仮称)をいう以下同じ。)のうち、事業区域外の当該新設の一キングエリアに隣接する区域において、要求 水準書において示す範囲の用地をいう。	紙 2 (各施設及び運営権の内容) の第 2 (改築 務対象施設) に規定された新設のパーキング リア (改築業務の対象である大府 PA (下り線 及び阿久比 PA (上り線) (いずれも仮称) をいる 以下同じ。) に隣接する区域において、要求水
		(73) 「事業実施体制等」とは、第 9 条 (本事業の 施体制等) 第 2 項に定義される意味をいう。	実 <削除>
		_	(77) 「実施契約締結後選定協力企業」とは、第72 (本事業実施開始後の構成企業及び協力企業 への委託等)第1項に定義される意味をいう。
		_	(78) <u>「実施体制図等」とは、第9条(本事業の実</u> 体制等)第2項に定義される意味をいう。
		(80) 「譲渡対象資産」とは、譲渡対象資産譲渡契約 に規定される譲渡対象の資産をいう。	内 (82) 「譲渡対象資産」とは、譲渡対象資産 <u>譲受</u> 契 に規定される譲渡対象の資産をいう。
		(81) 「譲渡対象資産譲渡対価」とは、譲渡対象資 譲渡契約に規定される譲渡対象資産に係る対 をいう。	
		_	(85) <u>「審査会」とは、第 62 条の 2 (あっせん、調</u> 又は仲裁)に定義される意味をいう。
		(85) 「施工期間」とは、本工事着工日から改築業 対象施設完成日までをいう。	第 (88) 「施工期間」とは、本工事着工日から <u>改築業</u> 対象施設の工事竣工日までをいう。
		(86) 「施工企業」とは、本契約及び要求水準書にない、本工事の施工を行う企業をいう。	关 <削除>
		_	(93) <u>「設計基準書」とは、第 47 条(改築業務対象</u> 設の設計)第1項に定義される意味をいう。
		(97) 「専門業者」とは、各改築業務に係る測量・調査・設計・施工業務をコンストラクションマネージャーから請け負う者であって、コンストラクションマネージャーと資本関係等のつながりが無いものであることその他の要求水準書<改築業務編>に規定された要件の全てを満たす者をいう。	査・設計・施工業務をコンストラクションマージャーから <u>請け負う者</u> をいう。
		(121) 「引渡予定日」とは、改築業務対象施設に係 引渡予定日をいう。	5 <削除>
		(134) 「本事業用地」とは、各運営権設定対象施設 係る用地をいう。	こ (136) 「本事業用地」とは、各運営権設定対象施設 係る用地 <u>又は箇所</u> をいう。
		_	

項目	頁	修正前	修正後
			満了し、無料で通行できる状態をいう。
別紙2 第1 1	7 8	運営権設定対象施設に係る路線名(有料道路名)、管理の区間及び延長、料金徴収期間等の概要は次に掲げるとおり。詳細は、要求水準書<総則編>及び要求水準書<維持管理・運営業務編>に規定される。	運営権設定対象施設に係る路線名(有料道路名)、管理の区間及び延長、料金徴収期間等の概要は次に掲げるとおり。詳細は、要求水準書<総則編>に規定される。
別紙 2 第 1 1	7 8	(県道碧南半田常滑線及び県道中部国際空港線(知多横断道路)) 起点:半田市平和町4丁目 起点:常滑市りんくう町2丁目 延長:8.5キロ	(県道碧南半田常滑線及び県道中部国際空港線(知多横断道路)) 起点:半田市平和町4丁目 終点:常滑市字小森 起点:常滑市りんくう町2丁目 終点:常滑市錦町1丁目 延長:8.5キロ
別紙2 第2	8 0	(道路情報板等の機能向上工事) 道路情報版	(道路情報板等の機能向上工事) 道路情報板
別紙5 第2 4 (1)	9 0	利用料金割引による影響を考慮せず、本別紙第2(需要変動に基づく調整)の1又は2に従うものとする。	本別紙第 2 (需要変動に基づく調整) の 1 又は 2 に従 うものとする。
別紙5 第2 4 (2)	9 1	利用料金割引による影響を考慮せず、また、本別紙 第2(需要変動に基づく調整)は適用されず、当該減少 した料金収入相当額は、運営権者の負担とする。	本別紙第 2 (需要変動に基づく調整) は適用されず、 当該減少した料金収入相当額は、運営権者の負担とす る。
別紙 5 第 3 脚注	9 2	以下、募集要項等における守秘義務対象資料 2 (将来の収入及び支出の予測)の資料 2-1 (将来の収入の予測(前提条件))の 2. (各路線における交通量推計・料金収入の考え方)に示す内容が挿入される予定である。なお、供用開始予定日又は無料開放予定日は、上記資料中に示す事業年度の 4 月 1 日をそれぞれ予定している。	の収入及び支出の予測)の資料 2-1 (将来の収入の予測 (前提条件))の2. (各路線における交通量推計・料金収入の考え方)に示す内容が挿入される予定である。なお、供用開始予定日又は無料開放予定日は、 競争的
別紙 5 第 4 1 (1)	93	各予定競合路線の供用開始又は無料開放による計画 料金収入及び実績料金収入の各減少額の算定方法	各予定競合路線の供用開始又は無料開放による計画 料金収入及び実績料金収入の各減少額 <u>及び各増加額</u> の 算定方法 ⁵
		① 計画料金収入における予定競合路線による減少額 (以下「α1」という。)	① 計画料金収入における予定競合路線による減少額 又は増加額 (以下「α1」という。)
		$\lceil \alpha 1 \rfloor = \lceil A1 \rfloor - \lceil B1 \rfloor$	「α1」 = <u>「A1」との「B1」差額</u>
		(略)	(略)
		② 実績料金収入における予定競合路線による減少額 (以下「β1」という。)	② 実績料金収入における予定競合路線による減少額 又は増加額 (以下「β1」という。)
		$\lceil \beta 1 \rfloor = \lceil X1 \rfloor - \lceil Y1 \rfloor$	「β1」 = <u>「X1」との「Y1」差額</u>
		(略)	(略)
			【脚注】 5 以下、計画料金収入上は減収かつ実績料金収入上も減収のみならず、計画料金収入上は増収かつ実績料金収入上も増収、計画料金収入上は減収かつ実績料金収入上は増収、計画料金収入上は増収かつ実績料金収入上は増収の事例もあることを明記している。
別紙5第4 1(2)	9 4	計画料金収入における予定競合路線による減少額 (「α1」)が、実績料金収入における予定競合路線によ る減少額(「β1」)よりも大きい場合	計画料金収入における予定競合路線による <u>減少額</u> が、実績料金収入における予定競合路線による <u>減少額</u> よりも大きい場合、計画料金収入における予定競合路線による増加額が、実績料金収入における予定競合路線による増加額よりも小さい場合、又は、計画料金収入において予定競合路線による減少が見込まれていたにもかかわらず、実績料金収入が増加した場合
別紙 5	9 4	当該予定競合路線の供用開始又は無料開放により減	当該予定競合路線の供用開始又は <u>無料開放による</u> 減

項目	頁	修正前	修正後
第4 1(2)①		収を免れた金額相当額については、公社の帰属とする。	収を免れた金額相当額 又は増収相当額 については、公 社の帰属とする。
別紙 5 第 4 1 (2)②	9 4	運営権者は、当該供用開始日又は無料開放予定日の属する事業年度の4年後の事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金額の合計額を公社に対して支払うものとする。 ア 当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度において減収を免れた金額相当額として、「α1」と「β1」の差額に対して当該供用開始日又は無料開放日から当該事業年度終了日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額イ当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度を開始年度とする3年間において減収を免れた金額相当額として、「α1」と「β1」の差額に3を乗じて算出される金額	運営権者は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年後の事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金額の合計額を公社に対して支払うものとする。 ア 当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度において減収を免れた金額相当額又は増収相当額として、「α1」と「β1」の差額又は「α1」と「β1」の合計額に対して当該供用開始日又は無料開放日から当該事業年度終了日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額 イ 当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の翌年度を開始年度とする3年間において減収を免れた金額相当額又は増収相当額として、「α1」と「β1」の差額又は「α1」と「β1」の合計額に3を乗じて算出される金額
別紙5第4 1(2)③	94	運営権者は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の 4 年目以降、各事業年度において減収を免れた金額相当額として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、「α1」と「β1」の差額相当額を公社に対して支払うものとする。	運営権者は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の 4 年目以降、各事業年度において減収を免れた金額相当額 $又は増収相当額$ として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、「 α 1」と「 β 1」の差額相当額 χ は「 α 1」と「 β 1」の合計額を公社に対して支払うものとする。
別紙5第4 1(3)	9 4	計画料金収入における予定競合路線による減少額 (「α1」) が、実績料金収入における予定競合路線による減少額 (「β1」) よりも小さい場合	計画料金収入における予定競合路線による減少額が、実績料金収入における予定競合路線による減少額よりも小さい場合、計画料金収入における予定競合路線による増加額が、実績料金収入における予定競合路線による増加額よりも大きい場合、又は、計画料金収入において予定競合路線による増加が見込まれていたにもかかわらず、実績料金収入が減少した場合
別紙5第4 1(3)①	9 4	当該予定競合路線の供用開始又は無料開放による減 収相当額については、公社の負担とする。	当該予定競合路線の供用開始又は無料開放による <u>減</u> 収相当額又は増収を逸した金額相当額については、公 社の負担とする。
別紙 5 第 4 1 (3)②	9 4	公社は、当該供用開始日又は無料開放予定日の属する事業年度の4年後の事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金額の合計額を運営権者に対して支払うものとする。 ア 当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度において減収を免れた金額相当額として、「α1」と「β1」の差額に対して当該供用開始日又は無料開放日から当該事業年度終了日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額イ当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度を開始年度とする3年間における減収相当額として、「α1」と「β1」の差額に3を乗じて算出される金額	業年度の4年後の事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金額の合計額を運営権者に対して支払うものとする。
別紙5第4 1(3)3	9 5	公社は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年目以降、各該事業年度における減収相当額として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、「 α 1」と「 β 1」の差額相当額を運営権者に対して支払うものとする。	公社は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の 4 年目以降、各該事業年度における減収相当額 又は増収を逸した金額相当額 として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、「 α 1」と「 β 1」の差額相当額 又は「 α 1」と「 β 1」の合計額を運営権者に対して支払うものとする。
別紙5第4 2(2)①	9 5	当該予定競合路線の供用開始又は無料開放により減収を免れた金額相当額については、公社の帰属とする。	当該予定競合路線の供用開始又は無料開放による減収を免れた金額相当額については、公社の帰属、当該 予定競合路線の供用開始又は無料開放による増収を逸

項目	頁	修正前	修正後
			<u>した金額相当額については、公社の負担</u> とする。
別紙5第4 2(2)②	9 5	運営権者は、各事業年度において減収を免れた金額相当額として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、当該事業年度における、当該運営権設定対象施設に係る計画料金収入と、当該運営権設定対象施設に係る計画料金収入(当初より競合路線考慮無し)との差額相当額を、公社に対して支払うものとする。ただし、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度において減収を免れた金額相当額については、上記差額相当額に対して当該事業年度開始日から当該供用開始日又は無料開放日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額とする。	運営権者は、各事業年度において減収を免れた金額相当額として、公社は、各事業年度における増収を逸した金額相当額として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、当該事業年度における、当該運営権設定対象施設に係る計画料金収入と、当該運営権設定対象施設に係る計画料金収入(当初より競合路線考慮無し)との差額相当額を、公社又は運営権者に対して支払うものとする。ただし、当該供用開始予定日又は無料開放予定日の属する事業年度において減収を免れた金額相当額に対して当該供用開始予定日又は無料開放予定日から当該事業年度終了日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額とする。また、当該任用開始日又は無料開放日の属する事業年度において減収を免れた金額相当額に対して当該事業年度開始日から当該供用開始日又は無料開放日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額とする。
別紙5第4 2(3)①	9 6	各予定競合路線の供用開始又は無料開放による計画料 金収入(当初より競合路線考慮無し)及び実績料金収 入の各減少額の算定方法	各予定競合路線の供用開始又は無料開放による計画料金収入(当初より競合路線考慮無し)及び実績料金収入の各減少額 及び各増加額 の算定方法
		ア 計画料金収入(当初より競合路線考慮無し)に おける予定競合路線による減少額(以下「α2」 という。)	ア 計画料金収入 (当初より競合路線考慮無し) における予定競合路線による減少額 又は増加額 (以下 「α2」という。)
		$\lceil \alpha 2 \rfloor = \lceil A2 \rfloor - \lceil B2 \rfloor$	「α2」 = 「A2」と「B2」の差額
		(略)	(略)
		イ 実績料金収入における予定競合路線による減少 額(以下「β2」という。)	イ 実績料金収入における予定競合路線による減少 額 <u>又は増加額</u> (以下「β2」という。)
		$\lceil \beta 2 \rfloor = \lceil X2 \rfloor - \lceil Y2 \rfloor$	「β2」 = 「X2」と「Y2」の差額
		(略)	(略)
別紙5第4 2(3)②	96	計画料金収入(当初より競合路線考慮無し)における 予定競合路線による減少額(「α2」)が、実績料金収入 における予定競合路線による減少額(「β2」)よりも大 きい場合	予定競合路線による <u>減少額</u> が、実績料金収入における
		ア 当該予定競合路線の供用開始又は無料開放 により減収を免れた金額相当額については、公 社の帰属とする。	ア 当該予定競合路線の供用開始又は <u>無料開放による</u> 減収を免れた金額相当額 <u>又は増収相当額</u> については、公社の帰属とする。
		イ 運営権者は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年後の事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金額の合計額を公社に対して支払うものとする。(ア)当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度において減収を免れた金額相当額として、「α2」と「β2」の差額に対して当該供用開始日又は無料開放日から当	イ 運営権者は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年後の事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金額の合計額を公社に対して支払うものとする。(ア)当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度において減収を免れた金額相当額又は増収相当額として、「α2」と「β2」の差額又は「α2」と「β2」の合計額に対して

項目	頁	修正前	修正後
		該事業年度終了日までの日数を年 365 日 (ただし、閏年においては年 366 日)にて 日割計算して算出される金額 (イ)当該供用開始日又は無料開放日の属する 事業年度の翌年度を開始年度とする 3 年 間において減収を免れた金額相当額とし て、「α2」と「β2」の差額に 3 を乗じて 算出される金額	し、閏年においては年366日) にて日割計算 して算出される金額 (イ) 当該供用開始日又は無料開放日の属する事 業年度の翌年度を開始年度とする3年間に
		ウ 運営権者は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年目以降、各該事業年度において減収を免れた金額相当額として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、「α2」と「β2」の差額相当額を公社に対して支払うものとする。	ウ 運営権者は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の 4 年目以降、各該事業年度において減収を免れた金額相当額 又は増収相当額 として、それぞれ翌事業年度の【9 月末日】(同日を含む。)までに、「 α 2」と「 β 2」の差額相当額 又は「 α 2」と「 β 2」の合計額を公社に対して支払うものとする。
別紙5 第4 2(3)③	9 7	計画料金収入(当初より競合路線考慮無し)における 予定競合路線による減少額(「α2」)が、実績料金収 入における予定競合路線による減少額(「β2」)より も小さい場合	計画料金収入(当初より競合路線考慮無し)における 予定競合路線による減少額が、実績料金収入における 予定競合路線による減少額よりも小さい場合、計画料 金収入(当初より競合路線考慮無し)における予定競 合路線による増加額が、実績料金収入における予定競 合路線による増加額よりも大きい場合、又は、計画料 金収入(当初より競合路線考慮無し)において予定競 合路線による増加が見込まれていたにもかかわらず、 実績料金収入が減少した場合
		ア 当該予定競合路線の供用開始又は無料開放による減収相当額については、公社の負担とする。	ア 当該予定競合路線の供用開始又は無料開放による減収相当額 又は増収を逸した金額相当額 については、公社の負担とする。
		イ 公社は、当該供用開始日又は無料開放予定日の属する事業年度の 4 年後の事業年度の【9 月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金額の合計額を運営権者に対して支払うものとする。 (ア)当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度における減収相当額として、「α2」と「β2」の差額に対して当該供用開始日又は無料開放日から当該事業年度終了日までの日数を年365 日(ただし、閏年においては年366 日)にて日割計算して算出される金額 (イ)当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の翌年度を開始年度とする3年間における減収相当額として、「α2」と「β2」の差額に3を乗じて算出される金額	イ 公社は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年後の事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金額の合計額を運営権者に対して支払うものとする。 (ア)当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度における減収相当額 又は増収を逸した金額相当額 として、「α2」と「β2」の差額 又は「α2」と「β2」の合計額 に対して当該供用開始日又は無料開放日から当該事業年度終了日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額 (イ)当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の翌年度を開始年度とする3年間における減収相当額 又は増収を逸した金額相当額 として、「α2」と「β2」の差額 又は「α 2」と「β2」の合計額に3を乗じて算出される金額
		ウ 公社は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年目以降、各事業年度における減収相当額として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、「α2」と「β2」の差額相当額を運営権者に対して支払うものとする。	
別紙5 第4 3 (2)	98	各予定競合路線の供用開始日又は無料開放日から供用 開始予定日又は無料開放予定日までの期間	各予定競合路線がその供用開始予定日又は無料開放予 定日よりも前に供用開始又は無料開放されたことによ

項目	頁	修正前	修正後
			る計画料金収入上の調整 ⁸ 【脚注】 8 以下、各予定競合路線がその供用開始予定日又は無料開放予定日よりも前に供用開始又は無料開放された場合において、供用開始日又は無料開放日と供用開始予定日又は無料開放予定日の間の調整方法として、計画料金収入上の調整のみならず、計画料金収入及び実績料金収入の減少額又は増加額の差異による調整を行うことを明記している。
別紙5第4 3(2)①	98	当該予定競合路線の供用開始又は無料開放による減収相当額については、公社の負担とする。	当該予定競合路線の供用開始又は無料開放による <u>減収</u> を免れた金額相当額については、公社の帰属、当該予定競合路線の供用開始又は無料開放による増収を逸した金額相当額については、公社の負担とする。
第4 3(2)②	9 8	公社は、各事業年度における減収相当額として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】までに、当該事業年度における、当該運営権設定対象施設に係る計画料金収入(当初より競合路線考慮)と、当該運営権設定対象施設に係る計画料金収入との差額相当額を、運営権者に対して支払うものとする。ただし、各予定競合路線の供用開始日又は無料開放日の属する事業年度開始日から当該供用開始日又は無料開放日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額とする。	運営権者は、各予定競合路線の供用開始日又は無料開放日から供用開始予定日又は無料開放予定日までの各事業年度において減収を免れた金額相当額として、公社は、各予定競合路線の供用開始日又は無料開放日から供用開始予定日又は無料開放予定日までの各事業年度における増収を逸した金額相当額として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】までに、当該事業年度における、当該運営権設定対象施設に係る計画料金収入(当初より競合路線考慮)と、当該運営権設定対象施設に係る計画料金収入との差額相当額を、公社又は運営権者に対して支払うものとする。ただし、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度において減収を免れた金額相当額に対して当該供用開始日又は無料開放日から当該事業年度終了日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額とする。また、当該供用開始予定日又は無料開放予定日の属する事業年度については、上記差額相当額に対して当該事業年度開始日から当該供用開始予定日又は無料開放予定日の属する事業年度については、上記差額相当額に対して当該事業年度開始日から当該供用開始予定日又は無料開放予定日の属する事業年度開始日から当該供用開始予定日又は無料開放予定日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額とする。
別紙5第4 3(3)	98	各予定競合路線の供用開始予定日又は無料開放予定日以降	各予定競合路線の供用開始又は無料開放による計画 料金収入及び実績料金収入の減少額又は増加額の差異 による調整
別紙5 第4 3(3)①	98	各予定競合路線の供用開始又は無料開放による計画料 金収入及び実績料金収入の各減少額の算定方法	各予定競合路線の供用開始又は無料開放による計画料金収入及び実績料金収入の各減少額 及び各増加額 の算定方法
		ア 計画料金収入における予定競合路線による減少 額(以下「α3」という。)	ア 計画料金収入における予定競合路線による減少 額 <u>又は増加額</u> (以下「α3」という。)
		$\lceil \alpha 3 \rfloor = \lceil A3 \rfloor - \lceil B3 \rfloor$	「α3」 = <u>「A3」と「B3」の差額</u>
		(略)	(略)
		イ 実績料金収入における予定競合路線による減少 額(以下「β3」という。)	イ 実績料金収入における予定競合路線による減少 額又は増加額(以下「β3」という。)
		$\lceil \beta 3 \rfloor = \lceil \chi 3 \rfloor - \lceil \gamma 3 \rfloor$	「β3」 = 「 X3」と「Y3」の差額
		(略)	(略)
別紙 5 第 4 3 (3)②	99	計画料金収入における予定競合路線による減少額(「α3」)が、実績料金収入における予定競合路線による減少額(「β3」)よりも大きい場合	計画料金収入における予定競合路線による <u>減少額</u> が、 実績料金収入における予定競合路線による <u>減少額</u> より も大きい <u>場合、計画料金収入における予定競合路線に</u>

項目	頁	修正前	修正後
		ア 当該予定競合路線の供用開始又は無料開放に より減収を免れた金額相当額については、公社 の帰属とする。 イ 運営権者は 当該供用開始予定日又は無料開	よる増加額が、実績料金収入における予定競合路線に よる増加額よりも小さい場合、又は、計画料金収入に おいて予定競合路線による減少が見込まれていたにも かかわらず、実績料金収入が増加した場合 ア 当該予定競合路線の供用開始又は無料開放によ
		イ 運営権者は、当該供用開始予定日又は無料開放予定日の属する事業年度の4年後の事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金額の合計額を公社に対して支払うものとする。 (ア)当該供用開始予定日又は無料開放予定日の属する事業年度を開始年度とする4年間において減収を免れた金額相当額として、「α3」と「β3」の差額に4を乗じて算出される金額 ウ 運営権者は、当該供用開始予定日又は無料開放予定日の属する事業年度の4年目以降、各事業年度において減収を免れた金額相当額として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、「α3」と「β3」の差額相当額を公社に対して支払うものとする。	 予 当該予定競合路線の供用開始又は無料開放による減収を免れた金額相当額又は増収相当額については、公社の帰属とする。 イ 運営権者は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年後の事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金額の合計額を公社に対して支払うものとする。 (ア)当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度において減収を免れた金額相当額又は増収相当額として、「α3」と「β3」の差額又は「α3」と「β3」の合計額に対して当該供用開始日又は無料開放日から当該事業年度終了日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額 (イ)当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の翌年度を開始年度とする3年間において減収を免れた金額相当額又は増収相当額として、「α3」と「β3」の差額又は「α3」と「β3」の合計額に3を乗じて算出される金額 ウ 運営権者は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年目以降、各事業年度において減収を免れた金額相当額又は増収相当額として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、「α3」と「β3」の差額相当額又は「α3」と「β3」の合計額を公社に対して支払うものとする。
別紙5 第4 3(3)3	9 9	計画料金収入における予定競合路線による減少額(「α3」)が、実績料金収入における予定競合路線による減少額(「β3」)よりも小さい場合 ア 当該予定競合路線の供用開始又は無料開放による減収相当額については、公社の負担とする。	計画料金収入における予定競合路線による減少額が、 実績料金収入における予定競合路線による減少額より も小さい場合、計画料金収入における予定競合路線に よる増加額が、実績料金収入における予定競合路線に よる増加額よりも大きい場合、又は、計画料金収入に おいて予定競合路線による増加が見込まれていたにも かかわらず、実績料金収入が減少した場合
		イ 公社は、当該供用開始予定日又は無料開放予 定日の属する事業年度の4年後の事業年度の【9 月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金 額の合計額を運営権者に対して支払うものとす る。	ア 当該予定競合路線の供用開始又は無料開放によ る減収 <u>相当額又は増収を逸した金額</u> 相当額につ いては、公社の負担とする。
		。 (ア) 当該供用開始予定日又は無料開放予定日の属する事業年度を開始年度とする 4 年間における減収相当額として、「α3」と「β3」の差額に4を乗じて算出される金額 ウ 公社は、当該供用開始予定日又は無料開放予定日の属する事業年度の4年目以降、各事業年度における減収相当額として、それぞれ翌事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、「α3」と「β3」の差額相当額を運営権者に対して支払うものとする。	イ 公社は、当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年後の事業年度の【9月末日】(同日を含む。)までに、次に掲げる金額の合計額を運営権者に対して支払うものとする。 (ア)当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度における減収相当額又は増収を逸した金額相当額として、「α3」と「β3」の差額又は「α3」と「β3」の合計額に対して当該供用開始日又は無料開放日から当該事業年度終了日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額 (イ)当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の翌年度を開始年度とする3年間における減収相当額又は増収を逸した金額相当額と

項目	頁	修正前	修正後
			して、「 α 3」と「 β 3」の差額 X は「 α 3」と 「 β 3」の合計額に3 δ を乗じて算出される金額 ウ 公社は、当該 ξ 供用開始日 ξ 以無料開放日の属する事業年度の4年目以降、各事業年度における減収相当額 ξ は増収を逸した金額相当額として、それぞれ翌事業年度の【 ξ 月末日】(同日を含む。)までに、「 ξ 3」と「 ξ 3」の差額相当額 ξ なる」と「 ξ 3」の合計額 ξ を運営権者に対して支払うものとする。
別紙5第4 4(1)	100	計画料金収入における予定外競合路線による減少額 (以下「α4」という。) 「α4」 = 「A4」 — 「B4」 「A4」は、各運営権設定対象施設の計画料金収入における、予定外競合路線が供用開始された事業年度の前年度を終了年度とする 3 年間の計画料金収入額の平均額を意味する。 「B4」は、各運営権設定対象施設の計画料金収入における、予定外競合路線が供用開始された事業年度の翌年度を開始年度とする 3 年間の計画料金収入額の平均額を意味する。	「α4」 = 「A4」と「B4」 <u>の差額</u> 「A4」は、各運営権設定対象施設の計画料金収入における、予定外競合路線 <u>の</u> 供用開始日 <u>の属する</u> 事業年度の前年度を終了年度とする 3 年間の計画料金収入額の平均額を意味する。 「B4」は、各運営権設定対象施設の計画料金収
別紙5第4 4(2)	100	実績料金収入における予定外競合路線による減少額 (以下「β4」という。) 「β4」 = 「X4」 - 「Y4」 「X4」は、各運営権設定対象施設の実績料金収入における、予定外競合路線が供用開始された事業年度の前年度を終了年度とする 3 年間の実績料金収入額の平均額を意味する。 「Y4」は、各運営権設定対象施設の実績料金収入における、予定外競合路線が供用開始された事業年度の翌年度を開始年度とする 3 年間の実績料金収入額の平均額を意味する。	実績料金収入における予定外競合路線による減少額
別紙5第4 4(3)	101	計画料金収入における予定外競合路線による減少額 (「α4」) が、実績料金収入における予定外競合路線による減少額 (「β4」) よりも大きい場合 当該予定外競合路線の供用開始により減収を免れた金額相当額については、運営権者の帰属とする。	計画料金収入における減少額が、実績料金収入における予定外競合路線による減少額よりも大きい場合、計画料金収入における増加額が、実績料金収入における予定外競合路線による増加額よりも小さい場合、又は、計画料金収入において減少が見込まれていたにもかかわらず、実績料金収入が増加した場合 本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)に基づく調整は行わない。
別紙5第4 4(4)	101	計画料金収入における予定外競合路線による減少額 (「α4」) が、実績料金収入における予定外競合路線による減少額 (「β4」) よりも小さい場合 当該予定外競合路線の供用開始による減収相当額に	計画料金収入における減少額が、実績料金収入における予定外競合路線による減少額よりも小さい場合、計画料金収入における増加額が、実績料金収入における予定外競合路線による増加額よりも大きい場合、又は、計画料金収入において増加が見込まれていたにもかかわらず、実績料金収入が減少した場合 当該予定外競合路線の供用開始による減収相当額又
第4 4 (4)①		ついては、公社の負担とする。	は増収を逸した金額相当額については、公社の負担とする。

項目	頁	修正前	修正後
別紙 5	101	(略)	(略)
第4 4 (4)②		ア 当該供用開始日の属する事業年度における減収相当額として、「α4」と「β4」の差額に対して当該供用開始日から当該事業年度終了日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額 イ 当該供用開始日の属する事業年度の翌年度を開始年度とする3年間における減収相当額として、「α4」と「β4」の差額に3を乗じて算出される金額	ア 当該供用開始日の属する事業年度における減収相当額又は増収を逸した金額相当額として、「α4」と「β4」の合計額に対して当該供用開始日から当該事業年度終了日までの日数を年365日(ただし、閏年においては年366日)にて日割計算して算出される金額 イ 当該供用開始日の属する事業年度の翌年度を開始年度とする3年間における減収相当額又は増収を逸した金額相当額として、「α4」と「β4」の差額又は「α4」と「β4」の合計額に3を乗じて算出される金額
別紙5第4 4(4)③	101	公社は、当該供用開始日の属する事業年度の 4 年目以降、各事業年度における減収相当額として、それぞれ翌事業年度の【9 月末日】(同日を含む。) までに、「α4」と「β4」の差額相当額を運営権者に対して支払うものとする。	公社は、当該供用開始日の属する事業年度の 4 年目以降、各事業年度における減収相当額又は増収を逸した金額相当額として、それぞれ翌事業年度の【9 月末日】(同日を含む。)までに、「 α 4」と「 β 4」の差額相当額又は「 α 4」と「 β 4」の合計額を運営権者に対して支払うものとする。
別紙 5 第 4 5	101	本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1から4における「B1」から「B4」まで及び「Y1」から「Y4」までを算出するにあたり、各予定競合路線の供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の翌年度を開始年度とする3年間のうちに各運営権設定対象施設に係る運営権が終了(存続期間の満了による終了を含む。)した場合には、それぞれ当該終了日までの期間における事業年度単位の計画料金収入額又は実績料金収入額の平均額を意味する。また、本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1(2)②及び③、2(3)②イ及び③イ、3(3)②イ及び③イ並びに4(4)②における調整額の算出方法及び支払期限については、当該終了日までの期間における事業年度単位相当分調整されるものとする。	
別紙 5 第 4 6	102	同一の運営権設定対象施設につき、本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1から4に基づく競合路線の新規開設等に基づく調整が重複した場合には、公社及び運営権者は、当該新規開設等により最も影響が大きいと客観的に認められる競合路線に基づく調整によることを原則とし、これらの調整方法に関して協議の上、その詳細を合意するものとする。	同一の運営権設定対象施設につき、本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1から4に基づく競合路線の新規開設等に基づく調整が重複した場合には、公社及び運営権者は、当該新規開設等により最も影響が大きいと客観的に認められる競合路線に基づく調整によることを原則とし(複数の要因が指摘される場合には、発生時期の違い等を適切に勘案・調整する。)、これらの調整方法に関して協議の上、その詳細を合意するものとする。
別紙 5 第 5 1	102	本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1(2)又は1(3)に従い、競合路線の新規開設等に基づく調整を行うものとする。その後、本別紙第2(需要変動に基づく調整)に規定される需要変動に基づく調整を行う場合において、各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、①当該各事業年度の実績料金収入額に、②当該事業年度における、減収を免れた金額相当額として本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1(2)②で算出される金額を加算又は減収相当額として本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1(3)②で算出される金額を減算した金額とする。	本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1(2)又は(3)に従い、競合路線の新規開設等に基づく調整を行うものとする。その後、本別紙第2(需要変動に基づく調整)に規定される需要変動に基づく調整を行う場合において、各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、当該各事業年度の実績料金収入額から、当該事業年度における減収を免れた金額相当額若しくは増収相当額として本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1(2)②及び③で算出される金額を減算した金額、又は、当該各事業年度の実績料金収入額に、当該事業年度おける減収相当額若しくは増収を逸した金額相当額として本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1(3)②及び③で算出される金額を加算した金額とす

項目	頁	修正前	修正後
			る。
別紙5 第5 2 (1)	103	本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の2(2)に従い、競合路線の新規開設等に基づく調整を行うものとする。その後、本別紙第2(需要変動に基づく調整を行う場合において、各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、①当該各事業年度の実績料金収入額から、②当該事業年度における、減収を免れた金額相当額として本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の2(2)②で算出される金額を減算した金額とする。	本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整)の2 (2) に従い、競合路線の新規開設等に基づく調整を行うものとする。その後、本別紙第 2 (需要変動に基づく調整) に規定される需要変動に基づく調整を行う場合において、各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、当該各事業年度の実績料金収入額から、当該事業年度における減収を免れた金額相当額又は増収相当額として本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整)の2(2)②で算出される金額を減算した金額とする。
別紙5 第5 2 (2)	103	本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の2(3)に従い、競合路線の新規開設等に基づく調整を行うものとする。その後、本別紙第2(需要変動に基づく調整を行う場合において、各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、①当該各事業年度の実績料金収入額に、②当該事業年度における、減収を免れた金額相当額として本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の2(3)②イで算出される金額を加算又は減収相当額として本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の2(3)③イで算出される金額を減算した金額とする。	本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整)の2 (3)に従い、競合路線の新規開設等に基づく調整を行うものとする。その後、本別紙第 2 (需要変動に基づく調整)に規定される需要変動に基づく調整を行う場合において、各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、当該各事業年度の実績料金収入額から、当該事業年度における減収を免れた金額相当額若しくは増収相当額として本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整)の2 (3)②イ及びウで算出される金額を減算した金額、又は、当該各事業年度の実績料金収入額に、当該事業年度における減収相当額若しくは増収を逸した金額相当額として本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整)の2 (3)③イ及びウで算出される金額を加算した金額とする。
別紙5第53(1)	103	各予定競合路線の供用開始日又は無料開放日から供用 開始予定日又は無料開放予定日までの期間	_(意図的に削除)_
		本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整)の 3 (2)に従い、競合路線の新規開設等に基づく調整を行うものとする。その後、本別紙第 2 (需要変動に基づく調整を行う場合において、各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、①当該各事業年度の実績料金収入額に、②当該事業年度における、減収相当額として本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整)の 3 (2) ②で算出される金額を加算した金額とする。	
別紙5 第5 3(2)	104	各予定競合路線の供用開始予定日又は無料開放予定日以降 本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整) の 3 (3) に従い、競合路線の新規開設等に基づく調整を行うものとする。その後、本別紙第 2 (需要変動に基づく調整を行う場合において、各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、①当該各事業年度の実績料金収入額に、②当該事業年度における、減収を免れた金額相当額として本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整) の 3 (3) ②イで算出される金額を加算又は減収相当額として本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整) の 3 (3) ③イで算出される金額を減算した金額とする。	(見出しにつき意図的に削除) (該当する場合には)本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の3(2)に従い、各予定競合路線がその供用開始予定日又は無料開放されたことによる計画料金収入上の調整を行う。そして、本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の3(3)に従い、各予定競合路線の供用開始又は無料開放による計画料金収入及び実績料金収入の減少額又は増加額の差異による調整を行うものとする。その後、本別紙第2(需要変動に基づく調整)に規定される需要変動に基づく調整を行う場合において、各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、当該各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、当該各事業年度の実績料金収入を免れた金額相当額者には増

項目	頁	修正前	修正後
			収相当額として本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整)の 3 (2) ②並びに (3) ② イ及びウで算出される金額を減算した金額、又は、当該各事業年度の実績料金収入額に、当該事業年度における減収相当額若しくは増収を逸した金額相当額として本別紙第 4 (競合路線の新規開設等に基づく調整)の 3 (2) ②並びに (3) ③イ及びウで算出される金額を加算した金額とする。
別紙 5 第 5 4	104	本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の4(3)又は4(4)に従い、競合路線の新規開設等に基づく調整を行うものとする。その後、本別紙第2(需要変動に基づく調整)に規定される需要変動に基づく調整を行う場合において、本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の4(4)のときは、各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、①当該各事業年度の実績料金収入額に、②当該事業年度における、減収相当額として本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の4(4)②で算出される金額を減算した金額とする。	本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の4(4)に従い、競合路線の新規開設等に基づく調整を行うものとする。その後、本別紙第2(需要変動に基づく調整)に規定される需要変動に基づく調整を行う場合において、各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入として用いる金額は、当該各事業年度の実績料金収入額に、当該事業年度における減収相当額として本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の4(4)②及び③で算出される金額を加算した金額とする。
別紙8第5条	108	本契約締結時から譲渡対象資産の引渡し時までにおいて譲渡対象資産の内容(譲渡対象資産の滅失又は追加、数量の変動、譲渡動産の毀損その他の瑕疵の発生を含むがこれに限られない。)に変動があった場合であっても、その理由の如何にかかわらず譲渡対象資産譲渡対価は一切変更されない。	いて譲渡対象資産の内容(譲渡対象資産の滅失又は追
別紙8 第7条	108	実施契約が解除その他の理由で第 4 条に基づく譲渡対象資産の所有権移転前に終了した場合に限り、本契約は当然に効力を失う。なお、かかる場合を除き、公社及び運営権者は、本契約を解除することはできない。	1 実施契約が解除その他の理由で終了した場合に限り、本契約は当然に効力を失う。 <u>この場合、公社は、譲渡対象資産を、本契約終了時点における相当な価格で買い戻すことができる。</u> 2 <u>前項の</u> 場合を除き、公社及び運営権者は、本契約を解除することはできない。
別紙8 第9条	108	運営権者は、本契約に定める義務を履行しないため 公社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなけれ ばならない。	公社及び運営権者は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
別紙8 第10条	108	本契約の締結に関して必要な一切の費用は、運営権 者の負担とする。	本契約の締結に関して必要な一切の費用は、 <u>各自</u> の 負担とする。
別紙8 第11条第2項	108	前項の定めにかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、本契約に基づく運営権者の契約上の 地位及び権利に担保権を設定する旨の申請があった場 合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書 の写しが公社に提出され、かつ、実施契約第125条(金 融機関等との協議)に基づく協定書が公社と当該金融 機関等との間で公社の合理的に満足する内容(相殺を 含む公社の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後 を問わず、担保権者に対抗できることを含む。)にて締 結されているときは、合理的な理由なくして承諾を拒 否しないものとする。	前項の規定にかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、本契約に基づく運営権者の契約上の 地位及び権利に担保権を設定する旨の申請があった場 合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書 の写しが公社に提出され、かつ、実施契約第125条(金 融機関等との協議)に基づく協定書が公社と当該金融 機関等との間で公社の合理的に満足する内容(相殺を 含む公社の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後 を問わず、担保権者に対抗できることを含む。)にて締 結されているときは、合理的な理由なくして <u>承諾の留</u> 保、遅延又は拒否をしないものとする。
別紙8 第12条第1項	109	公社及び運営権者は、相手方当事者の事前の書面に よる承諾なくして、本契約に関する情報を他の者に開 示してはならない。	公社及び運営権者は、相手方当事者の事前の書面に よる承諾なくして、本契約に関する情報を第三者に開 示してはならず、本契約の履行又は本事業の実施の目 的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保 有していた情報、既に公知の事実であった情報、その 取得後自らの責めによらずして公知になった情報及び

項目	頁	修正前	修正後
			その取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密 保持義務を課せられることなしに取得した情報を除 く。
別紙8第12条第2項	109	前項の規定にかかわらず、公社及び運営権者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。 (1) 当該情報を知る必要のある公社又は運営権者の従業員、代理人又は請負人に対して、公社及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (2) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示	前項の規定にかかわらず、公社及び運営権者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。 (1) 当該情報を知る必要のある公社又は運営権者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、公社及び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (2) 当該情報を知る必要のある構成企業、協力企業、実施契約締結後選定協力企業若しくは本事業に
		する場合 (3) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合	関して、運営権者に融資等を行う金融機関等又 はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会 計士、税理士その他の専門家に対して、公社及 び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うこ とを条件として開示する場合
		(4) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合	(3) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められ た情報を開示する場合
別紙8 第16条第1項	109	本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び 契約終了告知並びに解除は、相手方当事者に対する書 面をもって行われなければならない。なお、公社及び 運営権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方当事 者に対して別途通知するものとする。	本契約に定める 請求、通知、報告、勧告、承諾及び 解除は、原則として相手方当事者に対する書面をもって行われなければならない。なお、公社及び運営権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方当事者に対して別途通知するものとする。
別紙9第11条第2項	115	前項の定めにかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、本契約に基づく運営権者の契約上の 地位及び権利に担保権を設定する旨の申請があった場 合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書 の写しが公社に提出され、かつ、実施契約第125条(金 融機関等との協議)に基づく協定書が公社と当該金融 機関等との間で公社の合理的に満足する内容(相殺を 含む公社の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後 を問わず、担保権者に対抗できることを含む。)にて締 結されているときは、合理的な理由なくして承諾を拒 否しないものとする。	前項の規定にかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、本契約に基づく運営権者の契約上の 地位及び権利に担保権を設定する旨の申請があった場 合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書 の写しが公社に提出され、かつ、実施契約第125条(金 融機関等との協議)に基づく協定書が公社と当該金融 機関等との間で公社の合理的に満足する内容(相殺を 含む公社の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後 を問わず、担保権者に対抗できることを含む。)にて締 結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留 保、遅延又は拒否をしないものとする。
別紙9 第12条第1項	1 1 5	公社及び運営権者は、相手方当事者の事前の書面に よる承諾なくして、出向職員の出向期間中であると出 向終了後であるとを問わず、本契約に関する情報(出 向職員の出向期間中に知り得た相手方当事者の秘密を 含む。)を、他の者に開示してはならない。	公社及び運営権者は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本契約に関する情報を第三者に開示してはならず、本契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
別紙 9 第 1 2 条第 2 項	1 1 5	前項の規定にかかわらず、公社及び運営権者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。 (1) 当該情報を知る必要のある公社又は運営権者の従業員、代理人又は請負人に対して、公社及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (2) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合 (3) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合	前項の規定にかかわらず、公社及び運営権者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。 (1) 当該情報を知る必要のある公社又は運営権者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、公社及び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (2) 当該情報を知る必要のある構成企業、協力企業、実施契約締結後選定協力企業者しくは本事業に関して、運営権者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、公社及び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うこ

項目	頁	修正前	修正後
		(4) 法令等又は裁判所の命令により開示を求めら れた情報を開示する場合	とを条件として開示する場合 (3) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められ た情報を開示する場合
別紙10第4条第1項	120	賃料は、年額●円(消費税等別途)とし、①初回の 賃料については、第3条第1項に定める賃貸借期間の 初日に、かかる日(同日を含む。)から【翌/同年】● 月●日(同日を含む。)までの期間に係る賃料を、当該 期間の実日数に応じて日割計算の上支払い、②第2回 以降の賃料については、毎年●月●日までに、毎年● 月●日(同日を含む。)から【翌/同年】●月●日(同 日を含む。)までの期間に係る賃料を(ただし、当該期 間に第3条第1項に定める賃貸借期間の満了日が属す る場合には、かかる日(同日を含む。)までの期間に係 る賃料を、当該期間の実日数に応じて日割計算の上)、 それぞれ公社が発行する請求書により前払いするもの とする。	賃料は、年額●円(消費税等別途)とし、①初回の 賃料については、第3条第1項に定める賃貸借期間の 初日に、かかる日(同日を含む。)から【翌/同年】● 月●日(同日を含む。)までの期間に係る賃料を、当該 期間の実日数に応じて日割計算の上支払い、②第2回 以降の賃料については、毎年●月●日までに、毎年● 月●日(同日を含む。)から【翌/同年】●月●日(同 日を含む。)までの期間に係る賃料を(ただし、当該期 間に第3条第1項に定める賃貸借期間の満了日が属す る場合には、かかる日(同日を含む。)までの期間に係 る賃料を、当該期間の実日数に応じて日割計算の上)、 それぞれ公社が発行する請求書により前払いするもの とする。
別紙10 第4条第3項	120	公社は、経済情勢の変動その他の事情の変更により 賃料が不相当となったときは、第 1 項の規定にかかわ らず、将来に向かって賃料を改定することができるも のとする。	公社 <u>及び運営権者</u> は、経済情勢の変動その他の事情の変更により賃料が不相当となったときは、第 1 項の規定にかかわらず、 <u>賃料の改定につき協議を行い、合意に基づき、</u> 将来に向かって賃料を改定することができるものとする。
別紙10第7条第2項	121	前項の定めにかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、本契約に基づく運営権者の契約上の 地位及び本件賃借権に担保権を設定する旨の申請があ った場合において、当該融資及び担保権設定に関する 契約書の写しが公社に提出され、かつ、実施契約第125 条(金融機関等との協議)に基づく協定書が公社と当 該金融機関等との間で公社の合理的に満足する内容 (相殺を含む公社の抗弁権が当該担保権の設定及び実 行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含 む。)にて締結されているときは、本契約に基づく運営 権者の契約上の地位及び本件賃借権に担保権を設定す ることについて、合理的な理由なくして承諾を拒否し ないものとする。	前項の規定にかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、本契約に基づく運営権者の契約上の 地位及び本件賃借権に担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する 契約書の写しが公社に提出され、かつ、実施契約第125 条(金融機関等との協議)に基づく協定書が公社と当 該金融機関等との間で公社の合理的に満足する内容 (相殺を含む公社の抗弁権が当該担保権の設定及び実 行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含 む。)にて締結されているときは、本契約に基づく運営 権者の契約上の地位及び本件賃借権に担保権を設定す ることについて、合理的な理由なくして承諾の留保、 遅延又は拒否をしないものとする。
別紙10第13条	1 2 2	運営権者が、附帯施設(既設 PA)を転貸しようとするときには、公社の事前の書面による承諾を得るものとする。また、かかる転貸は、次の各号を遵守しなければならない。 (1) 第 3 条に定める賃貸借期間を超えない定期建物賃貸借とすること。 (2) 賃借人が建物において本件事業に属する事業を行うものであること。 (3) 反社会的勢力に該当する者が賃借人でないこと。	運営権者が、附帯施設(既設 PA)を転貸しようとするときには、公社の事前の書面による承諾を得るものとする。また、かかる転貸は、次の各号を遵守しなければならない。 (1) 第 3 条に定める賃貸借期間を超えない定期建物賃貸借とすること。 (2) 賃借人が建物において本件事業に属する事業を行うものであること。 (3) 暴力団員等に該当する者が賃借人でないこと。
別紙10 第14条第1項	123	附帯施設 (既設 PA) に対する公租公課等の負担は、 本契約に別途定めがない限り、公社の負担とする。	附帯施設 (既設 PA) に対する <u>公租公課</u> の負担は、本契約に別途定めがない限り、公社の負担とする。
別紙10第15条第1項	123	公社は、運営権者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なしに本契約を解除することができる。 (1) 運営権者について、支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立て(日本国外における同様の申立てを含む。)があったとき。 (2) 運営権者が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。 (3) 運営権者が事業を廃止したとき。 (4) 運営権者が手形交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこ	公社は、運営権者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なしに本契約を解除することができる。 (1) 運営権者が破産、会社更生、民事再生又は特別 清算の手続について運営権者の取締役会でその 申立てを決議したとき、又は第三者(運営権者 の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき。

項目	頁	修正前	修正後
		れと同等の措置を受けたとき。 (5) 運営権者に対し仮差押え、保全差押え又は差押えの命令若しくは通知(日本国外における同様の手続を含む。)が発送されたとき、又は保全差押え若しくは差押えの命令に係る送達を命じる処分が行われたとき。 (6) 本契約上の義務(賃料の支払義務を除く。)に違反したとき。 (7) 賃料の支払を3ヶ月分以上怠ったとき。 (8) 運営権者又は運営権者の役員その使用人が、反社会的団体に所属すると判明したとき。 (9) その他運営権者に本契約を継続しがたい重要な背信行為があったとき。 (10) 事由の如何を問わず、実施契約が終了したとき、又は【知多4路線/猿投グリーンロード】に係る運営権が効力を失ったとき。	(2) 本契約上の義務(賃料の支払義務を除く。)に 違反したとき。 (3) 賃料の支払を3ヶ月分以上怠ったとき。 (4) 運営権者又は運営権者の役員その使用人が、 秦 力団員等に該当すると判明したとき。 (5) その他運営権者に本契約を継続しがたい重要 な背信行為があったとき。 (6) 事由の如何を問わず、実施契約が終了したと き、又は【知多 4 路線/猿投グリーンロード】 に係る運営権が効力を失ったとき。
別紙10第15条第2項	123	実施契約が実施契約第 108 条 (公社の任意による解除、公社の事由による本契約の解除) に基づき解除されたことにより前項第(10)号に従い本契約が解除された場合、運営権者は、公社に対し、かかる解除に起因して運営権者に生じた費用の支払及び損失 (附帯施設(既設 PA) における事業に係る逸失利益については 2年分を上限とする。)の補償を求めることができる。ただし、かかる場合においても、運営権者が第 11条第 1項に基づき施した造作の取扱いは第 11条並びに第 16条第 1項及び第 2項に、運営権者が第 23条第 1項に基づき取壊し・建替えをした建物の取扱いは第 23条第 4項にそれぞれ従うものとし、運営権者は、公社に対しその他の費用の支払又は損失の補償を求めることはできない。	除、公社の事由による本契約の解除)に基づき解除されたことにより前項第(10)号に従い本契約が解除された場合、運営権者は、公社に対し、かかる解除に起因して運営権者に生じた費用の支払及び損失(附帯施設(既設 PA)における事業に係る逸失利益については2年分を上限とする。)の補償を求めることができる。この場合、運営権者が第11条第1項に基づき施した造作
別紙10 第16条第2項	124	前項にかかわらず、運営権者が附帯施設(既設 PA) に付加した造作のうち公社が必要と認めたものについては、公社は運営権者から時価にて買い取ることができ、運営権者は、かかる買取りの対象となった造作については収去することを要しない。	前項にかかわらず、運営権者が附帯施設(既設 PA)に付加した造作のうち公社が必要と認めたものについては、公社は運営権者から時価にて買い取ることができ、運営権者は、かかる買取りの対象となった造作については収去することを要しない。なお、公社は、第3条第1項に定める賃貸借期間の満了により本契約が終了する場合において、当該造作の買い取りを希望するときは、運営権者が本契約の終了までに当該造作を収去するために必要な期間を設けて、本契約の終了前に、当該造作の買い取りを希望する旨を運営権者に通知するものとする。
別紙10第17条第1項	124	公社及び運営権者は、相手方当事者の事前の書面に よる承諾なくして、本契約に関する情報を他の者に開 示してはならない。	公社及び運営権者は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本契約に関する情報を第三者に開示してはならず、本契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
別紙10 第17条第2項	124	前項の規定にかかわらず、公社及び運営権者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。 (1) 当該情報を知る必要のある公社又は運営権者の従業員、代理人又は請負人に対して、公社及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	前項の規定にかかわらず、公社及び運営権者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。 (1) 当該情報を知る必要のある公社又は運営権者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、公社及び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

項目	頁	修正前	修正後
		(2) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合 (3) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合	(2) 当該情報を知る必要のある構成企業、協力企業、 実施契約締結後選定協力企業若しくは本事業に 関して、運営権者に融資等を行う金融機関等又 はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会 計士、税理士その他の専門家に対して、公社及 び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うこ とを条件として開示する場合
		(4) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合	(3) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められ た情報を開示する場合
別紙10 第21条第1項	125	本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び 契約終了告知並びに解除は、相手方当事者に対する書 面をもって行われなければならない。なお、公社及び 運営権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方当事 者に対して別途通知するものとする。	本契約に定める 請求、通知、報告、勧告、承諾及び 解除は、原則として相手方当事者に対する書面をもって行われなければならない。なお、公社及び運営権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方当事者に対して別途通知するものとする。
別紙10 第23条第3項 第(2)号	126	運営権者は、公社に対し、附帯施設(既設 PA)の取壊し開始日における時価を支払う。なお、その支払は、当該時価を前号①及び②に基づく賃料相当額の支払回数で除した金額を、前号①及び②に基づく賃料相当額の支払と併せて行うものとする(ただし、除算により端数が生じる場合には最初の支払に端数を加算する。)。	運営権者は、公社に対し、附帯施設(既設 PA)の取壊し開始日における <u>帳簿価額相当額</u> を支払う。なお、その支払は、当該 <u>帳簿価額相当額</u> を前号①及び②に基づく賃料相当額の支払回数で除した金額を、前号①及び②に基づく賃料相当額の支払と併せて行うものとする(ただし、除算により端数が生じる場合には最初の支払に端数を加算する。)。
別紙11 第4条第1項	130	賃料は、年額●円(消費税等別途)とし、①初回の 賃料については、第3条第1項に定める賃貸借期間の 初日に、かかる日(同日を含む。)から【翌/同年】● 月●日(同日を含む。)までの期間に係る賃料を、当該 期間の実日数に応じて日割計算の上支払い、②第2回 以降の賃料については、毎年●月●日までに、毎年● 月●日(同日を含む。)から【翌/同年】●月●日(同 日を含む。)までの期間に係る賃料を(ただし、当該期 間に第3条第1項に定める賃貸借期間の満了日が属す る場合には、かかる日(同日を含む。)までの期間に係 る賃料を、当該期間の実日数に応じて日割計算の上)、 それぞれ公社が発行する請求書により前払いするもの とする。	賃料は、 <u>年額●円</u> とし、①初回の賃料については、第3条第1項に定める賃貸借期間の初日に、かかる日(同日を含む。)から【翌/同年】●月●日(同日を含む。)までの期間に係る賃料を、当該期間の実日数に応じて日割計算の上支払い、②第2回以降の賃料については、毎年●月●日までに、毎年●月●日(同日を含む。)から【翌/同年】●月●日(同日を含む。)までの期間に係る賃料を(ただし、当該期間に第3条第1項に定める賃貸借期間の満了日が属する場合には、かかる日(同日を含む。)までの期間に係る賃料を、当該期間の実日数に応じて日割計算の上)、それぞれ公社が発行する請求書により前払いするものとする。
別紙11 第4条第3項	130	公社は、経済情勢の変動その他の事情の変更により 賃料が不相当となったときは、前項の規定にかかわら ず、将来に向かって賃料を改定することができるもの とする。	公社 <u>及び運営権者</u> は、経済情勢の変動その他の事情の変更により賃料が不相当となったときは、前項の規定にかかわらず、 <u>賃料の改定につき協議を行い、合意に基づき、</u> 将来に向かって賃料を改定することができるものとする。
別紙11 第7条第2項	131	前項の定めにかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、本契約に基づく運営権者の契約上の 地位及び本件賃借権に担保権を設定する旨の申請があ った場合において、当該融資及び担保権設定に関する 契約書の写しが公社に提出され、かつ、実施契約第125 条(金融機関等との協議)に基づく協定書が公社と当 該金融機関等との間で公社の合理的に満足する内容 (相殺を含む公社の抗弁権が当該担保権の設定及び実 行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含 む。)にて締結されているときは、本契約に基づく運営 権者の契約上の地位及び本件賃借権に担保権を設定す ることについて、合理的な理由なくして承諾を拒否し ないものとする。	前項の規定にかかわらず、公社は、運営権者から、 運営権者提案書に規定された融資に関連して当該金融 機関等のために、本契約に基づく <u>運営権者の契約上の</u> 地位、本件賃借権又は本件建物に担保権を設定する旨 の申請があった場合において、当該融資及び担保権設 定に関する契約書の写しが公社に提出され、かつ、実 施契約第 125 条 (金融機関等との協議)に基づく協定 書が公社と当該金融機関等との間で公社の合理的に満 足する内容(相殺を含む公社の抗弁権が当該担保権の 設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できる ことを含む。)にて締結されているときは、本契約に基 づく <u>運営権者の契約上の地位、本件賃借権又は本件建</u> 物に担保権を設定することについて、合理的な理由な くして <u>承諾の留保、遅延又は拒否をしない</u> ものとする。
別紙11 第10条	132	運営権者が、公社取得用地(新設 PA 隣接区域)上の建物を賃貸しようとするときには、公社の事前の書面による承諾を得るものとする。また、かかる賃貸は、次の各号を遵守しなければならない。 (1) 第 3 条に定める賃貸借期間を超えない定期建物賃貸借とすること。 (2) 賃借人が建物において本件事業に属する事業	運営権者が、公社取得用地(新設 PA 隣接区域)上の 建物を賃貸しようとするときには、公社の事前の書面 による承諾を得るものとする。また、かかる賃貸は、 次の各号を遵守しなければならない。 (1) 第3条に定める賃貸借期間を超えない定期建 物賃貸借とすること。 (2) 賃借人が建物において本件事業に属する事業

項目	頁	修正前	修正後
		を行うものであること。 (3) 反社会的勢力に該当する者が賃借人でないこ と。	を行うものであること。 (3) 暴力団員等 に該当する者が賃借人でないこと。
別紙11 第12条	1 3 2	公社取得用地(新設 PA 隣接区域)に対する公租公課等の負担は、公社の負担とする。	公社取得用地(新設 PA 隣接区域)に対する公租公課 の負担は、公社の負担とする。
別紙11 第13条第1項	132	公社は、運営権者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なしに本契約を解除することができる。 (1) 運営権者について、支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立て(日本国外における同様の申立てを含む。)があったとき。 (2) 運営権者が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。 (3) 運営権者が事業を廃止したとき。 (4) 運営権者が事業を廃止したとき。 (4) 運営権者が手形交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。 (5) 運営権者に対し仮差押え、保全差押え又は差押えの命令若しくは通知(日本国外における同様の手続を含む。)が発送されたとき、又は保全差押え若しくは差押えの命令に係る送達を命じる処分が行われたとき。 (6) 本契約上の義務(賃料の支払義務を除く。)に違反したとき。 (7) 賃料の支払を3ヶ月分以上怠ったとき。 (8) 運営権者又は運営権者の役員その使用人が、反社会的団体に所属すると判明したとき。 (9) 運営権者が合理的な理由なく、運営権者提案書に従い公社取得用地(新設 PA 隣接区域)上に本件建物を建造しなかったとき。 (10) その他運営権者に本契約を継続しがたい重要な背信行為があったとき。 (11) 事由の如何を問わず、実施契約が終了したとき、又は知多4路線に係る運営権が効力を失っ	公社は、運営権者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なしに本契約を解除することができる。 (1) 運営権者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について運営権者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(運営権者の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき。 (3) 賃料の支払を3ヶ月分以上怠ったとき。 (4) 運営権者又は運営権者の役員その使用人が、暴力団員等に該当すると判明したとき。 (5) 運営権者が合理的な理由なく、運営権者提案書に従い公社取得用地(新設 PA 隣接区域)上に本件建物を建造しなかったとき。 (6) その他運営権者に本契約を継続しがたい重要な背信行為があったとき。 (7) 事由の如何を問わず、実施契約が終了したとき、又は知多4路線に係る運営権が効力を失っ
別紙11 第13条第2項	133	実施契約が実施契約第 108 条 (公社の任意による解除、公社の事由による本契約の解除)に基づき解除されたことにより前項第(11)号に従い本契約が解除された場合、運営権者は、公社に対し、かかる解除に起因して運営権者に生じた費用の支払及び損失(公社取得用地(新設 PA 隣接区域)における事業に係る逸失利益については2年分を上限とする。)の補償を求めることができる。ただし、かかる場合においても、本件建物の取扱いは第14条に従うものとし、運営権者は、公社に対しその他の費用の支払又は損失の補償を求めることはできない。	実施契約が実施契約第 108 条 (公社の任意による解除、公社の事由による本契約の解除)に基づき解除されたことにより前項第(11)号に従い本契約が解除された場合、運営権者は、公社に対し、かかる解除に起因して運営権者に生じた費用の支払及び損失(公社取得用地(新設 PA 隣接区域)における事業に係る逸失利益については2年分を上限とする。)の補償を求めることができる。この場合、本件建物については、公社が第14条第3項に基づきこれを買い取るか、又は、その時価相当額(処分費相当額を除く。)を運営権者に補償して運営権者の費用負担において収去するものとし、運営権者は、公社に対しその他の費用の支払又は損失の補償を求めることはできない。
別紙11 第14条第3項	133		前 2 項の規定にかかわらず、本契約の終了時において、公社が、公社取得用地(新設 PA 隣接区域)上の建物(本件建物を含む。)、工作物その他の物を買い受けることを希望した場合には、運営権者は、これを当該買受け時点における時価(処分費相当額を除く。)にて公社に譲渡するものとする。なお、公社は、第3条第1項に定める賃貸借期間の満了により本契約が終了する場合において、当該物の買い受けを希望するときは、運営権者が本契約の終了までに当該物を収去するために必要な期間を設けて、本契約の終了前に、当該物の買い受けを希望する旨を運営権者に通知するものとす

項目	頁	修正前	修正後
別紙11 第17条第1項	134	公社及び運営権者は、相手方当事者の事前の書面に よる承諾なくして、本契約に関する情報を他の者に開 示してはならない。	る。 公社及び運営権者は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本契約に関する情報を第三者に開示してはならず、本契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
別紙11 第17条第2項	1 3 4	前項の規定にかかわらず、公社及び運営権者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。 (1) 当該情報を知る必要のある公社又は運営権者の従業員、代理人又は請負人に対して、公社及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (2) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合 (3) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合 (4) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められる情報を関示する場合	前項の規定にかかわらず、公社及び運営権者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。 (1) 当該情報を知る必要のある公社又は運営権者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、公社及び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (2) 当該情報を知る必要のある構成企業、協力企業、実施契約締結後選定協力企業若しくは本事業に関して、運営権者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、公社及び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (3) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められたは知る場合
別紙11 第21条第1項	134	れた情報を開示する場合 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び 契約終了告知並びに解除は、相手方当事者に対する書 面をもって行われなければならない。なお、公社及び 運営権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方当事 者に対して別途通知するものとする。	た情報を開示する場合 本契約に定める 請求、通知、報告、勧告、承諾及び 解除は、原則として相手方当事者に対する書面をもって行われなければならない。なお、公社及び運営権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方当事者に対して別途通知するものとする。
別紙13第2	1 4 0	公社は、第78条(公社によるモニタリング)に基づき、運営権者による改築業務対象施設に係る改築業務の実施につき、要求水準を満たしていないと判断した場合には、本契約、モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画書の規定に従い、運営権者に対して注意、是正指導、是正勧告、業務実施企業の変更請求等を行うことができるものとする。また、改築業務対象施設の工事完了日が工事完了予定日よりも遅延した場合には、第60条(改築業務対象施設の工事完了日の遅延)に基づく損害金の支払を運営権者に対して請求できるものとする。	公社は、第78条(公社によるモニタリング)に基づき、運営権者による改築業務対象施設に係る改築業務の実施につき、要求水準を満たしていないと判断した場合には、本契約、モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画書の規定に従い、運営権者に対して注意、是正指導、是正勧告、業務実施企業の変更請求等を行うことができるものとする。また、改築業務対象施設の工事竣工日が工事竣工予定日よりも遅延した場合には、第60条(改築業務対象施設の工事竣工日の遅延)に基づく損害金の支払を運営権者に対して請求できるものとする。
別紙14 第1 2(1)ア	1 4 2	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条第1項 (ただし、同項第4号及び第5号を除く。)に定める災 害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力 に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規 定の対象外となる規模であり、かつ、運営権者により 予見できず、又はその増加費用の発生の防止手段を講 ずることが合理的に期待できなかったと公社が認める 場合	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項 (ただし、同項第 4 号及び第 5 号を除く。) に定める 災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となる規模であり、かつ、運営権者により予見できず、又はその増加費用の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかったと公社が認める場合
別紙14第1 2(2)ア	1 4 2	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第 2 条第 2 項 に定める災害復旧事業となるものであり、かつ、運営 権者により予見できず、又はその増加費用の発生の防 止手段を講ずることが合理的に期待できなかったと公 社が認める場合	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 2 条第 2 項に定める災害復旧事業となるものであり、かつ、運営権者により予見できず、又はその増加費用の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかったと公社が認める場合